

第百四十三回国会  
衆議院  
内閣委員会  
議 録 第 五 号

平成十年十月十三日(火曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 二田 孝治君

理事 植竹 繁雄君

理事 小林 興起君

理事 生方 幸夫君

理事 倉田 榮喜君

理事 越智 伊平君

理事 佐藤 信二君

近岡理一郎君

松田 仁君

武藤 嘉文君

石井 啓一君

瀬古由起子君

深田 肇君

出席國務大臣

國務大臣

(内閣官房長官)

國務大臣

(総務庁長官)

出席政府委員

人事院総裁

人事院事務総局

管理局長

総務庁人事局長

総務庁行政管理局

局長

科学技術庁原子

力局長

環境庁長官官房

長

法務省民事局長

法務省刑事局長

通商産業省環境

立地局長

委員外の出席者

参 考 考 人  
(核燃料サイク  
ル開発機構理  
事)  
内閣委員会専門  
員 新倉 紀一君

委員の異動

十月八日

辞任

平沢 勝栄君

補欠選任

佐田玄一郎君

十月十二日

軍人恩給の改善に関する陳情書外二件(宮城県

本吉郡志津川町本浜町八七阿部幸一外二名)(第

二五六号)

青少年健全育成の法律制定に関する陳情書外二

件(滋賀県大上郡豊郷町大字石畑三七五豊郷町

議會内谷川辰雄外二名)(第二五七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案

(内閣提出、第百四十二回国会法第一〇二号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(内閣提出、第百四十二回国会法第一〇三号)

行政情報の公開に関する法律案(北村哲男君外

五名提出、第百四十二回国会法第一二二号)

情報公開法案(松本善明君外一名提出、第百四

十一回国会法第五号)

○二田委員長 これより会議を開きます。

第百四十二回国会、内閣提出、行政機関の保有

する情報の公開に関する法律案、第百四十二回国

会、内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に

関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す

る法律案、第百四十二回国会、北村哲男君外五名

提出、行政情報の公開に関する法律案及び第百四

十一回国会、松本善明君外一名提出、情報公開法

案を成立させようと与野党間で鋭意折衝を継続し、努力してまいりました結果、我が党といたしましては、本法案に対し、我が党としての最後の案を取りまとめるに至りました。

そこで、本日は、先般来の与野党間の協議で煮詰まった主な論点について、政府側に再度確認することなどを含め、以下質問してまいりたいと思ひます。

ただし、時間が限られておりますので、政府におかれましては、できるだけ簡潔に御答弁を要望いたします。

なお、私どもも与野党間で真剣な努力をしておりますので、政府としても、法案提出者の立場から、法案の成立に向けたなお一層の御協力と前向きな御答弁をお願いする次第でございます。

まず、知る権利、特殊法人についてのございませうが、質問に入ります前に、情報公開法の論議においては、よく知る権利とか特殊法人についての論議が行われておりますが、知る権利につきましては、憲法解釈の問題もありまして、情報公開法の枠外のことと考え、法案に明記することは困難であると考えるわけであります。また、特殊法人の保有する情報の公開に関する制度については、先般、自民の三党間で合意した三党合意の内容に従って処理することが適当であると考へ、この法律の公布後二年を目途として法制上の措置を講ずるべきと考へるものであります。

続きまして、個人情報、公務員の氏名の公表に移りますが、それではまず最初に、個人情報の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

この問題では、特に公務員の氏名の公表の是非が論議されておりますが、公務員といへども、その氏名の公開は私生活に悪い影響を及ぼすこともあることを考へないといけないと思ひます。さらに、公務員と一概に言っても、国立病院の看護婦

会、内閣提出、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、第百四十二回国会、北村哲男君外五名提出、行政情報の公開に関する法律案及び第百四十一回国会、松本善明君外一名提出、情報公開法案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案につきましては、前国会において既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○二田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案  
行政情報の公開に関する法律案  
情報公開法案

〔本号末尾に掲載〕

○二田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。植竹繁雄君。

○植竹委員 自由民主党を代表いたしまして、情報公開法案について質疑をいたします。

まず、情報公開法案につきましては、その論議は第百四十二回、第百四十三国会と約六カ月間にわたり、引き続き与野党間で熱心に論議を行ってまいりました。その間、実に、質疑時間の合計は参考人の質疑時間三時間四十一分を入れますと合計十九時間三分にも及び、本法案の論議は、ほぼ論点も出尽くし、最後の詰め段階に入ってきたところであります。

そして、今国会に入りましても、何とかこの法

さんまで含まれて、非常にその範囲は広く、多種多様の職種にわたりますので、一般に公開するということは問題があると考えるのであります。

また、昨今の幹部公務員の不祥事、防衛庁の不正経理問題に絡んで、国民の間から情報公開法の早期制定の必要性が叫ばれておるのであります。しかしながら、現在、当委員会では審査されている情報公開法の制定の本旨というものは、このような公務員の不祥事を糾弾するためのものではないはずであります。公務員の不祥事の問題はモラルハザードの問題であり、また、防衛庁の不正経理の問題は予算執行や会計処理上の不正行為あるいは刑事犯罪の問題であります。

したがって、情報公開法の制定に関連しまして、防衛庁の事件などを取り上げるのは外れの議論のような気がするのであります。これらの問題は一部公務員の問題であり、大部分の公務員は地道に、まじめに仕事をしているわけであります。

そもそも、氏名というのは個人を識別する最も基本的な情報でありまして、公務中であると私生活であるとを問わず使われるものであります。したがって、すべての公務員の氏名が開示されることとなれば、公務員であっても、一個人としての私生活への影響が懸念されるのであります。この際、公務員の氏名は一律に公開して問題ないのかあるのか、政府の考えをお伺いしたいと思います。

○瀬上政府委員 お答えいたします。

公務員の氏名は担当者をあらわすために行政文書に記載されることが多いわけですが、私生活におきましても個人を識別する基本的な情報として一般に氏名が用いられておりまして、氏名が開示されますと、御指摘のとおり、公務員の私生活等に影響を及ぼすことがあり得るわけでございます。

このため、公務員の職名と職務遂行の内容は個人情報としては不開示とせず、氏名につきましては

は慎行として公にされている場合等は開示することとしたところでございます。

○植竹委員 次に、法人情報についての主な論点としては、法律案第五条第二号に規定されている、公にしないとの条件で任意に提供された情報、すなわちいわゆる任意提供情報の規定の取り扱いの是非が論議されております。

政府は、去る六月四日の内閣委員会の答弁で、法人等から非公開を前提として任意に提供された情報であっても、これをすべて不開示情報とするのではなく、通例として公にしないとの約束が常識的にも理解できる場合に限りとしているところであります。

元来、非公開という条件のもとに情報を提供した法人は、提供を受けた行政機関がその条件を守ることを期待することは当然であり、このような期待は基本的に保護されるべきものと考えるのであります。

また、アメリカにおきましても政府案の考え方と同様の扱いがなされていると聞いておりますが、この際、任意提供情報の趣旨について、再度政府の考えを伺いたいと思っております。

○瀬上政府委員 御指摘のいわゆる任意提供情報につきましては、行政改革委員会における検討の結果、法人等から非公開を前提として行政機関に提供されるという情報の流通の形態や、提供者の非公開の扱いに対する期待と信頼は保護に値するものとされたところでございます。

この任意提供情報につきましては、法人等における通例として公にしないこととされている場合のように、公にしないとの法人等との約束が常識的にも理解できる場合に限りという要件を付しまして、これを不開示情報とすることとしたものでございます。

○植竹委員 次に、外交防衛情報につきましても、不開示情報とする際の要件などについて議論がなされております。しかしながら、外交防衛情報の中には、我が国の安全等に重大な影響を及ぼすおそれのあるものもあり、また、他国との信頼

関係や国際交渉上の利益を確保するためにも必要不可欠なものもあると思っております。

したがって、本法案が外交防衛情報の開示、不開示の判断を行政機関の長の判断に係らしめたのは、当該問題が極めて高度の政策的判断及び専門的、技術的判断を要する事柄であり、その第一次的判断を行政機関の長に行わせることが妥当であると考えた結果であると思っております。また、諸外国におきましても、情報公開法を制定している国におきましては、例外なくこの種の規定を法律で明確に設けているように思いますが、政府のお考えを再度お伺いしたいと思います。

○瀬上政府委員 御指摘のとおり、外交防衛情報につきましては、開示、不開示の判断に高度の政策的判断や専門的、技術的判断を要するなど、特殊性が認められております。

こういったため、行政改革委員会意見におきましても、裁判所は、行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断することとするのが適当であるということとされまして、国の安全等が害されるおそれがある行政機関の長の認めることにつき相当の理由がある情報といった規定ぶりとしたところでございます。

諸外国の情報公開法におきましても、例えば、アメリカでは大統領命令による秘密指定が正当になされたものであればこれを不開示とすることとされておりまして、オーストラリア、ニュージーランドでも、不開示文書である旨の主務大臣の判断が最終的なものとされ、行政機関の長の判断が尊重されるという仕組みになっております。

○植竹委員 また、二十年を経過した情報の公開の是非につきましては、これらの情報について、請求があった都度、個別の情報ごとに開示されることによつて国の安全が害されるかどうか、また他国との信頼関係が害されるかどうかなどを判断していくべきものと考える次第でございます。そして、その判断の結果といたしまして、二十年よ

りも早い段階で公開されるものもあれば、また二十年を過ぎても非公開とされるものもあると考えるわけでありまして。

したがって、この点については、そのときの判断によつてそれは行われるべきだ、内容によつて行われるべきだと考えますが、この点について政府はどう考えておりますでしょうか。

○瀬上政府委員 御指摘のとおり、開示、不開示の判断は、開示請求があった都度なされるべきものであるということから、時限開示の制度は設けていないところでございます。

○植竹委員 次に、意思形成過程情報につきましても、当委員会でも今まで数々の議論があったところであります。

先般の委員会における政府の答弁は、諸外国や条例でも、検討段階中のもものは不開示としている場合が多い。二、審議、検討、協議に関する情報につきましても、公開を原則としつつ、適正な意思決定等を保護する観点から、不開示情報の要件を定めております。三番目には、特に、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものにつきましても、公開、非公開の必要性を比較考量した上で判断するというものであったかと思ひます。

この意思形成過程情報について、この際、不開示規定を設けた趣旨につきまして政府から再度明らかにしていただきたいと思ひます。

○瀬上政府委員 いわゆる意思形成過程の情報につきましても、不開示としている例が多いわけですが、情報公開法案の第五条第五号は、国の機関及び地方公共団体の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報について、公開を原則としつつも、適正な意思決定等を保護する観点から、これを不開示とする場合の要件を法律上できるだけ明確に定めたものでございます。○植竹委員 また、不開示情報の件につきましても、捜査あるいは秩序維持情報というものにつきましても、これもその内容の点から考えまして、

行政機関の長が認めることにつきましては相当の理由があるということの削除には、私もこれはこれに  
対応できないと考えておるところであります。

さて次に、行政文書管理法の制定の問題につき  
ましては、これも論点の一つとなったものでありま  
すが、この法律を制定するにいたしましては、各  
省が管理している文書というものは、一律、同一の  
ものではないわけでありまして、したがって、管理  
の基準の詳細まで法律に規定することは極めて困  
難であると考え次第であります。

言うまでもなく、情報公開と文書管理というの  
はまさに車の両輪であり、文書管理を適正かつ徹  
底して行うことの必要性については衆目の一致す  
るところであります。政府案の第三十六条におき  
ましては、法律上明文をもって文書管理の基本的  
な資格を定めております。また、文書管理に関す  
る政省令の定めは一般に公表されますので、国民  
あるいは国会がチェックすることは可能でありま  
す。

このような措置によりまして適正文書管理は  
担保されており、いわゆる文書管理法というよう  
なものには制定する必要がないと思いますが、政府  
のお考えを伺いたいと思ひます。

○瀬上政府委員 御指摘のように、文書管理の  
ルールを整備し、これを国民にも明らかにすること  
によりまして、行政文書の適正な管理が十分確  
保されるものと考えております。したがって、文  
書管理に関する法律を特に制定する必要はないと  
考えております。

○植竹委員 なおまた、開示請求に係る手数料に  
関する問題についていろいろとお話を伺いたいと  
思ひます。

この手数料の問題は、本委員会におきまして  
も、土地管轄等に重要なポイントであり、今まで  
もいろいろな論議がなされてきたところでありま  
す。

開示手数料につきましては、開示請求をする者  
がその請求により必要となった事務諸経費を負担  
するのは、当然、受益者負担の原則からいっても

しかるべきだと私は思っております。さらに乱用  
防止の点につきましても、私も、この手数料  
はどうしても徴収する必要があると考えてのであ  
ります。

しかしながら、請求時の手数料と閲覧時及びコ  
ピー時の手数料の両方を支払うこととなるような  
場合も考えなければならぬと思ひます。そのた  
めにも、私は、国民の皆様にご利用しやすい制度と  
する、そういう意味におきましても、これらの手  
数料について縮減する方向で何らかの工夫を講ず  
るべきでないかと考えております。その場合、本  
則を修正することもやぶさかではないと考えてお  
るところでございますが、これは大変な重要な問  
題でもあります。

そこで、我が党といたしましては、例えば政府  
案の第十六条を修正し、手数料の額はできる限り  
利用しやすい額とすることに配慮しなければなら  
ないというような修正を行うことも視野に入れま  
して、本法案の成立を願う立場から、法案成立に  
向けた最後の努力をいたしておるところでありま  
す。

そこで、もしこのような修正をすることとした  
場合に、請求時や閲覧時などの手数料をどのよう  
に定めるのか。多分その詳細につきましては法案  
第十六条の政令で定めることになろうと思ひま  
すが、例えば請求時の手数料は閲覧手数料から控除  
する方式などが考えられると思ひますが、政府と  
してその政令の中身をどのように定めるつもりが  
あるのか、この際、伺っておきたいと思ひます。

○瀬上政府委員 手数料の額につきましては政令  
で定めることとなっておりますが、国会での御論  
議を踏まえまして、情報公開制度の利用の制約要  
因とならないよう、できる限り利用しやすい金額  
とすることとしたいと考えております。

御指摘の御提案につきましても、与野党の協議  
の結果を踏まえまして、適切に対応してまいりた  
いと考えております。

○植竹委員 今政府から御答弁いただきましたけ  
れども、手数料の点につきましては、本日に重要

な問題でございまして、特にその中身につきま  
しては、念入りに考えましてこれを決めていただき  
たいと再度要望いたすものであります。

続きまして、土地管轄の問題は、当委員会にお  
ける議論におきましても、手数料とともに大きな  
論点の一つとなっております。

去る六月四日の当委員会での政府の答弁では、  
出先機関への権限委任や現地での事務処理状況に  
よって、法務省の訴訟が可能なことなどから  
、法案にはあえて特例を設けなかったという趣  
旨の答弁がなされておりますが、行政情報はでき  
るだけ公開するという情報公開法の建前からい  
えば、国民に利用しやすい制度とする意味からも、  
地方の機関が保有する文書等につきましては、で  
きる限り地方で訴えの提起ができるようにするた  
めに、各行政機関の長の権限を地方支部局長の  
長等委任すること推進するなど、地方在住者に  
対する何らかの工夫を講ずる必要があると思ひ  
ます。

また、現在の行政事件訴訟法によれば、被告の  
住所地に訴えの提起をするという原則から、どう  
しても中央官庁の所在地の東京の裁判所に訴えの  
提起が多くならざるを得ないのであります。地  
方在住者のための考慮すれば、情報公開法に特例  
を設けるなりして、その居住する居住地でなすべ  
く訴えの提起ができるようにする工夫ができない  
のかどうか。この点は、訴訟制度全体を考慮しな  
いといけない問題であると思ひます。

また、地方在住者の便宜を考慮する方法の一つ  
といたしまして、審査会の委員が地方へ出向いて  
意見を聞く仕組みを活用することも考えるべきだ  
と思ひます。

私といたしましては、この土地管轄の点につき  
ましては、訴訟制度全般にわたる検討を要する重  
要な点を含んでおるよう思ひますので、これは  
附帯決議をつけることで対応したいと考えてお  
るのであります。

以上の点について、総務庁長官にお考えをお伺  
いしたいと思ひます。

○太田国務大臣 今委員のおっしゃるとおりで  
ございまして、地方支部局長の長などに責任を委  
託することによりまして、極力地方で対応できる  
ようにするという工夫はあるかと思ひます。そのよ  
うにいたすべきだと思っております。

また、今おっしゃいますように、行政訴訟に関  
するいわゆる裁判制度の問題全般にわたること  
でございまして、被告の居住地でもって訴訟を起  
こすという原則は、この際、手をつけることが難  
しいというふうに思っております。

○植竹委員 最後の質問になりますけれども、情  
報公開法を制定している諸外国の例を見まして  
も、法施行後の見直し規定を置いている国はど  
こにも見当たらないのであります。最近の社会経  
済情勢が急速に変化している状況にかんがみまし  
て、この法案成立を願う立場から、我が党といた  
しましては、三年と五年の見直し修正の間をとり  
まして、四年後の見直し規定を追加修正すること  
も検討いたしております。

言うまでもなく、本法案の成立は、与野党はも  
とより国民の声、要望でもございまして、我が党  
は、これら国民の声、要望にこたえまして、最終  
的なぎりぎりの線で、以上に述べました内容をす  
る修正の骨子を用意いたしております。

そこで、良識ある野党の皆さん方におかれま  
しては、ぜひこの我が党の提案に御賛同していただ  
きまして、そして大きな期待を持って私の質問を  
終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○二田委員長 次に、佐々木秀典君。

○佐々木(秀)委員 民主党の佐々木秀典です。

けきの新聞各紙でも報じられておりますよう  
に、金融対策関連法案、これも今最後の一本がい  
よいよ上程をされようとしております。委員会の  
議を経て、本会議でも衆議院通過するのではない  
かと言われておりますけれども、このことに関連  
して、やはり金融機関においても情報をしっかりと  
公開すべきだということが言われている。

また、先ほどの質問にもお話がありましたけれ

ども、このところ各省庁、特に幹部職員がさまざまな不祥事を行ってきた。これは、本当にまじめに働いている公務員の皆さんから見ると耐えがたい思いではないかと思うんですけれども、特に、さきの防衛庁の背任事件をめぐる情報隠しあるいは情報の廃棄などということは、ある意味では役所ぐるみでやったのではないかとさえ言われて、国民の皆さんの不信感、そして怒りは大変沸騰しているのではないかと思うだけに、今情報公開法の制定をという声も、それに関連して非常に強くなっているわけであります。

私は、さきの通常国会で、橋本総理大臣に対してでしたけれども、この情報公開法の提案について代表質問させていただきました。その後内閣がかわりまして、小淵内閣が発足し、そして担当としては小里総務庁長官から太田総務庁長官におかわりになった。官房長官もおかわりになったわけですが。

この際、こうしたこととの絡みもありますけれども、政府が情報公開法を提出するに至った経緯、そしてなぜ今情報公開法が必要なのかというその意義、これについて、改めて新任の両大臣にお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

どちらからでも結構でございます。では、担当の総務庁長官からお願いしましょうか。

○太田国務大臣 情報公開法につきましては、国民主権の我が国でございますので、結局のところ、行政の執行、行政権の行使というのは、主権者たる国民から内閣を通じて一人一人の公務員に対して負託をされているものでございます。そこであれば、主権者に対してその行政の執行について明らかにするというのは当然のことであらうかと思ひます。

そのことに多くの我が国の、我々議員も含めまして、あるいは官庁も含めまして、そのようであるべきだという考え方が支配的になったことから、このような法案の提出に至ったものと思っております。大変重要な時代の変化であると考えて

おります。

○野中国務大臣 ただいま総務庁長官からお答えをいたしましたように、国民主権の今日的我が国の制度によりまして、国民に行政の情報を知らしむべきが責任であるという立場に立つてこの法律がつくられたと私も認識し、ぜひこれが実現を期待しておるところでございます。

○佐々木参事委員 今総務庁長官がお話しになりましたように、この行政情報の開示というものを求めるのは憲法上の国民主権の原理に基づくものだとお話しがありました。まさしく、私は憲法上の、まさに一種の国民の請求権だと思うのです。

お話のように、行政というのは、本来主人公である国民が行うべきところを行政機関がかわって行っているんだということになると、行政機関の持っている情報というものを、私は本来国民の財産的なものだと思うのです。財産的な価値があるものだから、国民がその行政活動がいかに行われているかということを知るためには、やはり行政に関する情報の公開をし、それを知ることとは当然のことだと思うのです。

そういう意味では、長官のおっしゃっている意味というのは私はよくわかります。しかし、それを実現するためには、やはりその請求権なりその権利というものが使いやすいようなものでなければいけません。それを阻害するようなものであつては、まさに換骨奪胎のそしりを免れないことになるわけですね。

ところが、御苦労をいただいたことはわかるのですけれども、政府が用意されたこの法案については、今言つたように、必ずしも、権利をしっかりと確保するというようなところから見ると、問題のある点が非常に多い。逆に使い勝手を悪くするというような点もあり、あるいは、これまでの質疑の中でも出てきましたけれども、やはりそれは言いながらも、政府はあるいは行政機関は情報を見せたがらない、あるいは隠したがつていっているのではないかとさえ思われるような条文の体裁に

なっているとあるということが懸念されているわけですね。

そこで、野党は、御案内のように二つの議員立法を政府案に対して出して、これが今継続になっております。しかし、これも、私どもとしても、長官おっしゃるような、何とか、今までのなかったものですからつづけて、そして国民の皆さんのニーズにこたえていかなければならない。そのためには、私どもの議員立法を何何でも通すということよりは、この際、野党間で意見を取りまとめ、あるいは与党の御理解もいただき、そしてまた政府にもその点を理解、協力していただきながら、みんなで納得のいくよりよいものをつくっていくべきだ、こう考えておるわけです。

そんなことから、実は、過日、これは九月の二十二日ですけれども、それまで随分回を重ねて協議をいたしまして、野党七会派が今の政府原案に対する修正案を取りまとめたわけです。

その修正点は、本当はもっともたくさんあったのです、三十点ぐらいあったのですけれども、それを削りに削って、どうしてもこれが必要だということと十二項目にまとめて、これを提示させていただきました。

これについては、後ほどお話がまた進みますかと思ひますけれども、与党自民さんの方からも一応の御回答を得ているのですけれども、その前に、まず、この九月の二十二日付の野党修正案ですね。これは、お二人の長官、ごらんいただいて御承知になっていると思うのですけれども、この修正案が出されたことに對する評価、あるいは内容についても、詳しくなくて結構ですけれども、特に特徴的なことについての御意見など、御感想をお伺いできればと思ひます。

とりわけ、野中長官は、この日、記者会見の際にこの修正案に触れて、それで政府の提案について修正をすることについても含みのある発言をなさつたのではないかと伺つております。

ところが、十月の一日だったでしょうか、予算委員会で太田長官は、どうかこの情報公開法につ

いては政府の原案をそのとおり通してほしいというような御発言があったように聞いて、これは私、いかなものかな、こう思つております。

先ほど植竹筆頭理事からの御質問にもありましたように、今与野党間でこれについても一生懸命協議を進めておまして、野党としては、政府原案そのままで通すというのでは、とてもとても、これは成立、実現の見込みはない、そう考えておりました。そこで修正に関する協議を本当に真摯に行つていこうとするので、そのことを含めて、御感想あるいは意欲といひますか、それを示していただきたいと思ひます。

まず、官房長官の方からお願ひしましょうか。

○野中国務大臣 全野党が一致して修正案をおまとめになったというのは画期的なことだと思つて、高く評価をいたしております。

ただ、お示しをいたしております政府提案の法案は、御承知のように、行政改革委員会において、それぞれ諸外国の制度やあるいは我が国における地方公共団体の情報公開に関する条例等も十分参考の上に、関係者の意見も求められて、そして成案を得たものでございますのは委員御承知のとおりであります。

ただ、私も、一つの問題をまとめていくのに、ここに野党の修正案が出ましたことをぜひ委員会において十分御審議をいただき、私も、十二項目のうちでまあ二、三項目、お互いにこの機会に、二国会も続いているものをやはり法案を通してという気持ちになっていただければ、与野党の協議が調つて成案を得ることが可能なのではないかと考えて持つところもございします。

ぜひ、それぞれ与野党の枠を超えて、情報公開法が今政治に求められておる、そして国民の主権に求められておる大きな問題であるということをお互いに理解をいたしまして、合意点に達する努力をせつかく会期末に向けていただくとを期待をしておる次第であります。

○太田国務大臣 こういう大事な法案、あるいはこういう従来から論争のあったテーマについての

法案というのは、タイミングを、あるとき盛り上がった、いろいろな各方面の息が合ったときに法案が成立をしない、何かほかのことで、外からの外生的な事情でもって、その後、急に意気が下がって盛り上がらなくなってしまう、エネルギーが結集できないということがあつたわけでございます。

過去にもそういう経験を、私、議員としてしてまいっておりますので、この機会が大切だ、もし仮にここでうちと先にということになった場合、またその次は何が起るか分からないというところでありますので、やや私も危機感を持っておりまして、ちょっと表現ぶりはいささか問題があつたかもしれませんが、佐々木委員初め野党の関係の先生方の御努力に対しては大変高く評価をいたしております。与党の先生方の御努力も高く評価しております。ぜひとも、それぞれ御努力をいただきまして、最後の最後まで、この実現、成立に向けてのお力を投入し続けていただき、さすようにお願いを申し上げる次第です。

○佐々木(秀)委員 お気持ちはよくわかりました。それに沿うように、私もとしてみても、とにかく何とかよいものを早くつくる、そういう思いで努力をしてみたい、こう思っている次第です。それにつけても、先ほどの私の修正提案に対して、自民党さんの方から御回答がありました。それぞれについて御検討をいただいて、各項目について理由を付して御回答をいただいたというこの御努力に対しては、私も実は評価しております。

ところが、この御回答の中で、二つばかりは附則の改正でこの法案の中に盛り込むということをお認めになつてゐる。例えば、特殊法人を対象とすることについて、これは附則で、この法律ができてから二年をめどとして法制上の措置を講じるというようにしたい。あるいは全体的な見直し、さつきお話がありましたように、施行後五年をめどとして検討する、この附則の修正。ただ、これは、植竹委員のさっきの御質問の中で

は、これをさらに縮めて四年にするというふうなことも考えておるやに承りましたけれども、この二つ。

しかし、残念ながら、本則の改正については全く踏み込んでおられない。この点は、私もとしては本当に不満なんです。ここまではいろいろなことをお考えになつてゐるのだとすれば、この情報公開法を本当に使い勝手のいいものにするために、国民の皆さんの憲法上の権利の発現であるこの請求権というものを有効なものにするためには、もう少し踏み込んでいいのじゃないかと私も考えているわけでございます。

そういう点で、時間が大分迫つてきましたけれども、最も問題になつてゐるのが手数料の問題とそれから管轄の問題なんです。

先ほど植竹委員からも御質問がありましたけれども、実は手数料については、政府の法案では十六条で政令にゆだねてしまふということになつてゐるわけでありまして、その中身がもっとも明らかになつていません。この定め方によつては、まさしくこの権利を阻害する要因になるということも明らかであります。

さきの通常国会での参考人の御意見をお伺した中でもその点が指摘をされておりました。例えば一つの例として、というよりも疑問が呈されております。大体、閲覧だとか請求自体について実費を取るのか、それはどのぐらいのことを考えているのか、あるいはコピー代としてどのぐらい考へてゐるのか、それからまた申請の件数をどういうようにカウントするのか、それによつては莫大な経費が計上されるということも予想されて、それは決定的にこの権利行使の阻害要因になるという御指摘があるわけです。

これについては、この政令にゆだねるという内容についてはどの程度の具体的なことを考へてゐるのか。今全部は言えないにしても、ある程度のことをお示しいただかないと、とてもじゃないけれども国民の皆さんも判断がつかないということになるのです。できるだけ結構ですから、お

示してください。

○瀬上政府委員 お答えいたします。情報公開制度の開示請求権制度の運用には相応のコストがかかるわけですが、これは特定の者に対する役務の提供のために直接要する経費でございまして、そのうちの合理的な額につきましては、当然、当該開示請求をした人に負担を

していただくべきであると考えております。そして、手数料の具体的な、政令でどのように定めることを考へてゐるかということでございますが、各手数料の額につきましても基本的な考え方としては、行政機関が開示請求を受けてから開示決定等の通知書を出すまでの間の事務に要する費用の一部につきまして、開示請求者に負担を求め

るものでございます。国民の皆様が利用しやすい手数料となりますように、一請求に対し一定額の金額を徴収したいというふうに考へております。それから、閲覧の実施に係る……

○佐々木(秀)委員 ちょっと途中で申しわけないけれども、その一定額というのはどのぐらいの金額を具体的に考へてゐるのですか。

○瀬上政府委員 手数料の積算根拠は、いろいろ開示決定等に係る行政事務の実態等を調べて、そういうものを積み上げて今後検討したいというふうに考へておりました。今の段階で幾らということをおし上げられる段階にはございません。

ちなみに諸外国の例を一つ申し上げますと、例えばカナダでは五カナダ・ドル、日本円にしまして四百五十円ほどでございますが、大体このぐらいの金額を開示請求の手数料で取つてゐるようでございます。

それから、閲覧と写しの交付と両方ありますので、開示の実施全体でございますが、開示の実施に係る手数料につきましても、それに伴う諸経費の一部について開示請求者の負担を求める必要があると考へておりますが、少なくとも、先日参考人質疑の際に御指摘のありましたように、一決裁文書ごとに手数料を徴収する、領収書ごととか、

そういうような制度にはしないよう、国民の皆様が利用しやすいような手数料にしたいというふうに考へております。

○佐々木(秀)委員 そこまでいいです。利用しやすいということと盛んに言われるのだけれども、どう利用しやすいのかちつともわからないんだ。

それから、申請手数料などについては、今、日本じゅうの自治体はほとんど情報公開条例をつくつてゐます。ところが、その中で手数料を取ることにしてゐるのは極めて少なくつてゐる。東京の場合には申請一件当たりまだ二百円というところになつてゐるけれども、これもなくする方で考へようというので、今検討中なんです。札幌なんかはなくなつてゐますし、ほかでも、あつたけれどもなくなつたところは幾らもあるわけなんです。

そうやって、地方はみんな使い勝手をよくしようという努力を考へてゐる。そういう中で、国の法律があるいはそれよりも高いような金額設定をするなんというたら、これは笑われることになる。私は思うのですよ、外国の例はともかくとして、アメリカの方では取つてゐませんからね。

そんなことをぜひ考へながら、もう少し具体的に示してもらいたいし、あるいはこちに任せるよというのだったら、修正協議の中で僕らが決めますよ。そこまでひとつやりたいと思つてゐます。

それから、どうも持ち時間が終了してしまつたのですが、法務省も来ておられるのだけれども、実は、もう一つはやはり管轄の問題なんです。さつきもお話があつたけれども、これは憲法十四条の法のもの平等からいつても、その請求権者が自分の住所地で裁判ができるか、あるいは東京地裁まで出ていってやらなければならぬのかという問題は問題だと思ふのです。

この間の参考人のお話の中でも、例えば一つの仮定ですけれども、同じ訴訟を沖縄の人と東京の人とがやる場合の交通費だけの違いでも、東京の



体そのものをあらわすのは、情報公開という言葉の方が私的権にその意味を反映しているというふうに思っています。

だから、その、要するに知る権利というものがそういう言葉を、今知る権利という言葉を使わなければ情報公開の大原則が担保されないなどというのではないというふうに申し上げておるわけでありまして、そこに、言葉にこだわられるよりも、言葉で言うならば情報公開法というこの言葉の方がもっとも先生のおっしゃっている意味、そして真意に沿うものであるということをし上げておるわけでございます。

○生方委員 これ以上論議してもあれなのです、私の希望としては、やはり知る権利ということとを明記しても多分不都合はないと思うのです。不都合がないのであれば、憲法上に規定されていないからといって規定してはいけないということもないですし、やはりここで、情報公開法の中に知る権利というのを明記することによって、むしろ表現の自由というものの一つとして知る権利というものがきちんと位置づけられるのだというのを国会でやってもいいということを申し上げます。この論議は一たん終わらせていただきます。

次に移りまして、私どもの修正項目の中で非常に重要なポイントの一つである特殊法人の情報公開ということがございます。

これで、私もハイウエーカートの例の問題について調べておりました、道路公団が身内の子会社に利権と思われるものをいわば広く渡して、道路公団そのものは赤字でありながら子会社はみんな黒字である、その黒字の会社の経営内容というのが明らかにされていないまま非常に大きな利権が放置されている、そこに道路公団あるいは運輸省の役人が天下りをしていてというような実態がある。

これについて我々が調べようとしても、今の段階では非常に限界があるわけで、そうした意味から、一刻も早くこうした特殊法人や、あるいは

認可法人についてもですが、情報公開の対象に含めるべきであるというふうに私は考えております。

ここでは、本法公布後二年を目途として法制上の措置を講ずるものとして、二年たつてから公開すればいいものもありますが、今私が考えておりますように、道路公団とか、日銀も過剰接待の問題がございましたが、そのときも、日銀の職員の給与すら我々が出してくれと言っても出さないというふうなことが、これは情報公開法に含まれていないというのかその対象になっていないから、もちろん今はできていないのですけれども、だからそれを拒否できるわけです。やはり国民の側からすれば、準政府機関である日銀の職員の給与が明らかにしていないとか内容が明らかにしていないというところは、非常に不都合なことだと思えます。

あらゆるものを二年後を目途に公開するかどうか検討するのではなくて、すぐにでも公開するべきものは公開に盛り込むべきであるというふうに私は考えるのですが、長官のお考え方はいかがでございますでしょうか。

○太田国務大臣 大いに特殊法人の世界の一部に問題があり、そして行政権を代行しておることのほつきりしておる法人もあるわけでございますから、委員がおっしゃることはよくわかるわけでございます。

そこで、ではどの範囲でやるかということになった場合に、我々も、金融に関するこの数年間の問題が起こるまでは日本銀行が認可法人だなどというところは知らなかった。あれは政府の機関か何かだろうと思っておった、よく考えてみたら、確かに株式会社であるし、株を発行している認可法人だったということでございます。

そうすると、今使われている言葉というのは、特殊法人よりも常識的に見て明らかに公権力の行使と見えるものが認可法人であったりするわけでございます。そこを整理していかないと、明らかにこれは認可法人の中には民間の発意

でできたものを政府が後から認めたというものであるわけでございます。民間活動に限りなく近いものもあるわけでございますから、それについては、行政と同じように公権力の行使をしているに等しいとみなして開示を求めるといふことは、これは民間の活動でございますのでそうはいかないということがあります。

そこは、民間の活動についても、あるいは法律上の特権を持っているならば、法律上の特権を与えられているものならば、それは開示をしなければいけないという考え方も私はあると思います。そんなことまで踏み込んで整理をするのに少し時間がかかるというところはあろうかと思えます。

我々もいつまでも生きていくわけではないから二年というのは長過ぎるというところは思われるかもしれないけれども、大体いいところではないかなというふうに思っております。

○生方委員 そうしますと二年後までに、例えば、道路公団に関しては一年後、これはみんなが認めるのであれば一年後あるいは半年後にもこれを対象に含めるということがあるのか、あるいは、それはなくて、やはり二年後に幾つかのものをまとめて情報公開の対象にするのか、どちらなんでしょうか。

○太田国務大臣 私の理解では、法律の体系というものを考えるのだ。つまり、認可法人、特殊法人について法律でそれから一般ルールをつくらなければいけないので、個別のことについてどうかというものは、ちゃんとそういう我々が今求めているものが対象になるように、しかも民間の自発的な活動というものを損なわないようにというルールをつくらなければいけない、それに二年かかるという意味でございます。

○生方委員 例えば、道路公団なんかの場合は、このように身内に利益を与えるというところは、逆に言えば国民の側からすれば利用料金が高くなる。あるいは、談合して非常に高い工事をすれば、それはもともと利用者である国民にはね返ってくるわけですね。これは、情報が公開されてい

れば、そんな談合で非常に高い料金を設定することでもできないでしょうし、身内は全部黒字だ、そこへ非常に大きな退職金を払うなどということはできないわけですね。

情報公開が一年長引くということが、国民の利益にとつては一年間利益を損なうということにもつながるわけで、二年間それを仮に据え置かれたとすれば、その二年間に国民は本来得るべき利益を失ってしまうということもあるわけで、いわば実害が発生するわけです。

そういう意味からも、道路公団とか、日銀に関しては実害が発生しているかどうかわかりませんが、含めて、やはり早くできるものは早くできるというふうに、関連して言うのであれば、二年を目途としてというのを仮に例えば一年を目途としてというふうにすれば、一年後にできるものはできる。もちろん、そこでできないものは二年後にすればいいわけですから、そういう形で柔軟に対応できると思うのですが、いかがでございますでしょうか。

○太田国務大臣 私の経験では、もちろん委員も随分いろいろなところを御経験しておられますけれども、二年というのはこういう場合にはあつたという間にたつわけでありまして、例えば、この情報公開法に関係いたします民事訴訟法の改正にしましても、今一緒に出ておるはずでございますけれども、私の実感としては大変あつたという間に時間が来てしまったなという感じでございます。

○生方委員 それは個人のあれで、二年は長いというふうに思う人もいます。

仮に道路公団等、今公開しても何か支障はない、それを公開することによって国民の利益が非常に大きいというところがあることが明らかになれば、やはり私は、一年あれば道路公団について情報を公開するべきかするべきではないかというところ、多分ここで今論議しても、公開すべきでないという人は余りいないと思うのです。そうであれば、何も二年かける必要はなく、仮に道路公団に關してはすぐ情報公開の対象に含めるという判断

を大臣の判断でされてもいいと私は思うのです。その二年云々ということではなくして、今の私の観点からの質問についてはいかがお考えになりますでしょうか。

○太田国務大臣　ただいまと別な話になりますけれども、中央省庁の改革の話をしておるうちに、例えば独立行政法人化というようなことをやっておりますと、大変に我が国というか我が国官界といいですか、等しからざるを憂えるという、そのカルチャーというのは非常に根強いものがありますして、一部だけを標的にして物事を進めるといふことはなかなか難しい。やはり一般ルールをつくって、それで、もうみんなしょうがないのだと、というのにしないとなかなか改革ができないというのが実情でございます。何とかそういうことで御了承いただきたいと思います。

○生方委員　そういうカルチャーをなくしていくのが行政改革であって、行政改革を今これからやるうというのですから、やはりそのカルチャーを打ち破るような判断をぜひしていただきたい。これはもうこれ以上あれてもしようがないですが、まさにそのカルチャーが国民の利益と反してゐるから行政改革をやろうということなんですから、長官も、せっかく長官になっていただいたのですから、カルチャーを破るような御判断をしていただけるようにお願いを申し上げます。

次に、やはりこの間の質問で質問させていただいたのですが、国会の情報公開について御質問いたしたいのですが、憲法の中に、「両議院の会議は、公開とする。」というのが明記をされております。

この間の質問のとき質問させていただいたのは、たまたまその前にオーストラリアに視察に出かけまして、オーストラリアでは国会の中を子供がちよろちよろしていて、日本の国会の中も子供がちよろちよろしているのですけれども、日本の中の国会の中には縄を張った中を通させられるだけで、私も昔国会見学をしたのですけれども、何を見たのかほとんど何の記憶もないまま帰ってしまつて

いる。

私の知人に聞いても、国会見学はしたよ、だけれども、何か印象に残っているものはあるかというとき、ほとんど印象に残っているものはない。ということは、いわばその建物だけを見せて、実際の生きた議会の場というのを見せていないから、何の印象も残らず、国会見学が単なる国会の建物見学に終わってしまう。

したがって、「兩議院の會議は、公開とする。」  
というその公開の対象にはもちろん子供も含まれて  
いるわけです。何か聞くところによると、本會  
議場には子供は本會議中には入れないようになっ  
ているとか、この委員會の場でもどうなんでしょう  
うか、入れるのか入れないのかわかりませんが、  
私はやはり原則公開として、オーストラリアなん  
かの場合は、本會議場の上にガラス張りにして、  
子供が音だけは聞こえる、そのかわり子供のしや  
べっている音は中には入らないというような工夫  
がされているわけです。

こうした質問をしたところ、小里長官から、十分具体的対応措置をとるべきであるというような御答弁をいただいたのですが、これは建物の構造等の問題等あり、いろいろな問題があらうと思うのですが、こうした考え方について太田長官のお考えをお伺いしたいと思います。

○太田國務大臣　今の御指摘の点については、国会の委員会あるいは本会議の審議については、広く年齢を問わず公開すべきであるというふうに私は思っております。

私自身の経験からすれば、たしか高校生のときに、一般の見学ではなかったと思いますけれども、委員会の審議を傍聴いたしまして、いまだに大変鮮明に記憶が残っているわけでございまして、そういう機会は広く与えられてしかるべきだ、というふうに思っております。しかし、それは、どっちかという議論というか議会のルールの話でございしますので、余り越権的なことを私がここで言つてはいけないと思います。

ただ、せっかくそういう問題の提起をいただき

ましたのでこの際申し上げたいわけでございますけれども、この情報公開法の話は、不特定多数の国民に新たな権利といえますか、新たな主権者としての立場を当然与える法案でございます。他方、それよりも以前に、実は、いわゆる議院証言法になるんだと思いますけれども、我々というか国会議員の情報開示を求める、政府の情報開示を求める力といいますか、その可能性の範囲というものとは前から変わっていないし、今度情報公開法が制定されることによって、一般の国民にそういう権利を認めることによって、そのことを道具にして、やっとならば国会議員の力にもこれがなつてくるわけでございます。

ですから、私は、我が國のさまざまな各界の意見の中で、国会の力、国会の情報開示を求める力というのは独自にあつてしかるべきではなかったか、もともとそういうものではなかったかというふうに思つております。

今の国会の審議の公開という話は、この場所に一億二千万人の国民のだけれども来られるというのとよりも、あそこにもたくさんおられますけれども、メディアが常にここに入ってきて、メディアが常に何かあればそれを報道できる、活字にできる、あるいは電波として流せるという状態が公開という意味だと思っております。ぜひ、こういう場所はメディアにおいても尊重をしていただきたいのだというふうに思うわけでございます。

○生方委員　メディアも大事ですが、やはり生で見る迫力というものもありますので、ぜひ子供に見せやすいような工夫を国会としてもするべきではないかと思えますので、これは御検討をお願いいたします。

次に、不開示情報についてお伺いしたいと思います。  
ます。

我々野党の要求では、防衛外交情報について、二十年経過後に公開をするべきであるというのを追加してほしいというような修正要求を出しております。これに対して、自民党さん側の回答は、不開示の判断は請求の都度行うべきであ

り、二十年経過しても支障がある場合は不開示とするべきであるというふうにお答えになっております。

しかし、私は、アメリカの外交文書の公開などを見て、やはり公開することが前提であつて、二十年後にはほとんどのものが全部出てくるということが行政官あるいは官僚にとつての一つのモラルハザードを来さないことになるのではないか。二十年後に公開、非公開をその都度判断するというのではなくて、やはり原則は公開であつて、外交防衛文書でございすからもちろん不都合な部分というのがそこでも多少は残ると思いますが、原則はやはり公開する、それを二十年後に公開という項目をつけ加えることによってそれが担保できるのではないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

○太田国務大臣 原則はそういう開示すべきものであるというふうに思っております。二十年後にそれを開示するということは、我々もよく戦争中のさまざまな、まさに機密に属する交渉の経緯とかいうことを見て、大変興味深くそのような報道を読むことがあるわけでございますので、それは時間を区切って、原則的にこの部分までは公開するという考え方はあるかと思ひます。ただ、それじゃ、アメリカやその他の国々がすべて何もかも時間がたつたらば公開しているということか

という、そうではないようでごいまして、絶対に最後まで、何年たつても何十年たつても公開しないというものもあるようでございますので、そこについてはまた、この法律ができた後、個別のケースに、いろいろなことがあると思うのですね。これからのいろいろなことが起きてくると思いますので、個別のケースを見ながら工夫をする、ことができないというふうに思っております。

今、原則何もかも二十年後ということに踏み切るといふことは、そこまで勇気がないということとでございます。

○生方委員　二十年がいいのか三十年がいいのか十五年がいいのか、これは議論があるところでです。

したがって、今すぐということでもなくともいいのですけれども、いずれこれは二十年後なら二十年後にすべてを公開しますよということをやまず前提としておいて、それでも、今おっしゃったように、それはどうしてもされない部分というのがあるかもしれません。それが何であるか私よくわかりませんけれども、二十年後に公開されて、何か国家の運営にとって不都合になるようなことが、実際に本当にそういう情報があるのかどうか私わかりませんが、原則は何年か後にやはりきちんと公開をするべきだということをいづれ盛り込んでいただきたいということで、これは私の希望として申し上げておきます。

特に私、請求料金についてぜひともお願いというかお伺いをしたいのですが、まだ情報公開法ができたばかりの段階では、国民の側にも、どこにどんな情報があるのか、どこをどういうふうにすれば自分の本当に知りたい情報があるかというのとはほとんどわからないと思うのですね。わからない、でもやはりこの情報についてはぜひ知りたいというとき、例えば私がどこかの官庁に出向いていて、どこの門をたたけばいいのかわからないということであれば、とりあえずいろいろなところの門をたたいてみようということになつてしまふと思うのですね。

そのときに、請求権で、その段階ですべてお金を取られて、そこから本当の情報が出てきてまた再度お金を取られるということになりますと、実際問題として、よっぽど手間と時間とお金がかつている人しか情報公開法ができてても情報公開法を利用できないということになってしまうと思います。

○太田國務大臣　利用しやすいようにしておくと  
いうことは大原則でございますし、またそのよう  
な姿勢は大原則として我々も確認を申し上げたい  
と思います。

過半数にはならない人が情報を知りたいと思って、その中の積極的な人は情報公開の請求をするといった場合に、それは納税者がその公務員、その窓口になる、あるいはその資料はどこにあるか、情報はどこにあるかということを調べる人たちにも人件費を払っているわけでございます。

コピー代とかなんとか言う前に、そこに人がいて、そして仕事をしている。そこで開示請求が起きたらば、窓口の人とそれを調べる人ぐらいは最小限ある程度の時間を使わなくちゃいけないというところでございますので、そのテーマについて請求をした、関心を持った人が、その他の納税者、関心のない納税者との関係において、ただという

○生方委員　これは、請求する方と請求していない方ということなんですけれども、請求をすることによって国民による行政の監視、参加の充実に資するということがあるわけですから、情報公開を請求していない人にとつても、請求をすることによって行政がより国民に近づくということのメリットを考えれば、何も、請求する人に対するコストを請求しない人たちが負担するのはおかしいという論理にはならないと思うんですよ。

○太田国務大臣　それは、最近もいろいろなわかりやすい例が日本だけでなくアメリカでもあるわけでありませうけれども、このことについては、公開すべきだと思ふ人が、実際に積極的に行動を起こして請求をしたという人だけにとどまるものではないと思ひますよ。私もそう思ひます。

だけれども、それは、そのことについて反対であるとか、あるいは全く関心がないという人も相当世の中にはいて、例えば六〇％の人がそうだと開示を請求した方の行動に共鳴はしているけれども、見えない。実際行動を起こしたのは一人だけというふうなこともあり得るから、それは、今のおつしやることは否定いたしました。そ

○生方委員　運用の中でこれは判断されるべきことであって、だから、入り口の段階で狭めないで、広くまず使っていた다고いうことであれば、私は、ずっと請求料を取るなど言っているわけじゃなくて、取ることの合理性、不合理性を、やはり一たんまず取らないから始めてやるべきで、一たん取るから始めるよりは、取らないから始めてみて、広く使っていた다고いうことの方が、情報公開法をせっかくつくるのであれば、いいんじゃないかという観点から質問させていたでいてるわけです。

これに関連いたしますが、この見直し条項についても、我々は三年を目途として見直しでくれというふうに言っているわけで、私は、三年じゃなくて、もっと短く、一年とか二年でも見直しといった方がいいと思うんですが、そうしよつちゅうやっていたのではまたこれも大変ですから三年でいいと思うんです。

こういう我々の要求に対して、五年を目途として見直しをするという回答が来んですが、やはりこれは五年だと。ここにその理由として、三年では、審査会の答申や判決例の積み重ねに乏しく、実情に基づいた適切な見直しが期待しがたいと

ことから、五年が適当というふうになっているんですけれども、私は、三年あれば十分に、事例も、この法律が施行された後いろいろな問題点も明らかになるのではないかと。見直しは早ければ早いほどいい。三年後に例え見直す点がなければ見直す点がないでいいわけで、五年というふうな区切るよりは、三年後に一度見直すというところの方が、より、情報公開法の使い勝手という点からはいんじやないかと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

○太田国務大臣 いわゆる情報公開の審査会の審査の実績、あるいは当然、不開示ということになれば訴訟が起きるわけでございますから、その判例の積み重ねにどのぐらいの時間が必要かということ、ちょっとこの場で何とも、それこそ様子を見てということにしかならないわけでございませうけれども、いずれにいたしましても、これは、よく与野党で御協議いただいて、詰めていただいで、その結論が出れば潔く誠実に対応していくというのが私の立場でございます。

○生方委員 最後に、行政文書管理法というものを我々はつくるべきではないかというふうに要求をしております。

この間の私の質問でも、各省庁ごとに省令で定めるということになりますと、私たち情報を請求する側からすると、各省庁ごとの情報管理のルールを知らないとなかなか請求できないということになってしまふ。したがって、全省庁を統合した一定のこういふ文書管理のルールをまず決めておいて、その中で、いろいろな仕事の違いがございませうから、細則について各省庁ごとに別途決めるという形で、もともと文書管理そのものについて、大枠な全省庁統合した形の文書管理規程というものを設けるべきではないかというふうに私は考えておるんです。

それが行政文書管理法という法にするのか、あるいは規程という形でもいいのかわかりませんが、一定のルールというものはやはりつくっておくべきだと考えるんですが、いかがでございませう。

か。

○太田国務大臣 今の文書管理規則というのは、中央の行政機関について、各省とも持っているわけでございます。それは、その省でいいますと私は訓令だと思っておりますが、国家行政組織法上の大臣の権限として明記されております訓令というものがこれに相当するんだと思います。

そして、我々が国会でもって決めるのが法律でありませうが、法律でもってある定めをして、その中でさらに具体的なことを閣議でもって政令で決めるということになります。そして、政令で決めたものもまたさらに各省において具体的にこのルールを定める必要がある場合に、省令と訓令ということになるわけでございませう。その訓令として今定めているわけでございまして、これは公開されているということになっております。

実は、私は、こうして入閣するまでは、公開されているというものは、どこにあるのか、恐らくどこかあるんでしよう、今でも私は、どこに行けば公開されているというところはちょっと知らないでございませうけれども、公開されることになっておりますし、大変大事なものが、ルール、ワンセットみたいなものがこの省庁も置いてあるわけでございませうが、恐らく公開されているんだと思います。

しかし、実際には、それは文書決裁規程、文書管理規則全体ではないかと思ひますが、文書決裁規則というものでさえ歴代の大臣が読む機会がなかったということがあったぐらいでございませうから、これは、そういうものがあるにせよ、もっと何かアクセスしやすい状態をつくらなければいけないというところは考えております。そして、各省の文書管理についてのルールを共通化するのか、あるいは各省で今やっておることをディスクロージーズしていくことがどうちが先かというところ、今やっているのがどうなっているんだというところをディスクロージーズしていく方が先だというふうに思うのでございませう。

それを見ながら、これを見ていても、私も何回

もことしの五月ぐらいから見ておりますけれども、まことに難解な文章で、先生方はそれこそ法曹界におられて、こういうのはわかりやすいと思われるものかもしれないけれども、まことに難解なこと、結局何を言っているのかというものは最近になってやっとわかってきたぐらいのことでございます。もう少しそういうことについては工夫の余地があると思ひますが、むしろ今やっていることをどうやって知らしめる、公開するかということが先であらうかと思ひます。

○生方委員 時間が来ましたので、これで終わりますけれども、厚生省の問題とか防衛庁の問題とか、文書管理がずさんであるということは我々もよく知っているわけで、そうした意味からも、きちとしたルールをつくっておいて、どこか文書がどこにあるというのがすぐだれでもわかるような体制にしたいだかということが非常に重要じゃないかというような指摘をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○二田委員 倉田栄喜君。

○倉田委員 平和・改革の倉田でございます。臨時国会が始まりましたから、この情報公開法案に関する質疑はきょうが初めてであります。非常に重要な法案であり、前国会から継続をされてきており、国民の皆様が非常に高い法案でありまして、私どもも、先ほどから質疑がありまして、この間、与野党協議、どうしたら国民の皆様方に御納得をいただけるよりよい法案ができるのかということと努力を重ねてまいりましたし、協議を続けてまいりました。

そういう意味で、この情報公開法案につきましては、御承知のとおり、閣法があり、そして私ども三党派が提出をしております法案があり、共産党さんが提出をしております法案があります。それぞれ立場でそれぞれがベストとして考えている法案を提出しているわけでありますけれども、ともかく今までなかった情報公開法は成立させるべきだということで、私どもは、政府案に対して

修正を要求する。三党派案がベストですよ、だから、これをもとにひとつ政府・自民党の方も譲っていただいで修正をしていただかせんかということではなくて、私どもは、ともかく一段歩を上げて、政府案の修正を求めて、そしてこの臨時国会の中に、本当に真摯に協議を続けてきているわけでありませう。

そういう意味で、本委員会は情報公開法の質疑、最初になるわけですけれども、ずっとこの間、与野党間協議を続けてきた。そして野党が共同して、先ほど官房長官にも御評価いただいたわけでありませうけれども、共同して修正要求をいたします。それは、非常に重要な意義を有しておると思ひますし、その中身の十二項目というのは、一つ一つ大変重要な視点で修正要求をしている、私はこう思っております。

そういう意味で、きょう本委員会は、この情報公開法案について、あるいは総括的には最後の質疑になるかもしれないと思ひますので、今までやってきた質疑、そして今までなされてきた質疑と重なるところも多いかと思ひますけれども、これでこのまま情報公開法を成立させて、果たして今までの運動を一生懸命やってこられた方々に、そして国民の多くの皆さん方に納得していただけるかどうかという視点も含めてお尋ねをさせていただきます。

そこで、総括的な意味になりますので、まず総務庁当局の方に目的規定のところから重ねてお伺いをするわけであります。

先ほど総務庁長官もお答えになっておりましたけれども、なぜ知る権利が明記できないのか、これは要約、簡潔にそのポイントについてもう一度、当局の立場としてはなぜ知る権利は明記できないのだというところをお答えいただきたい、こう思ひます。

○瀧上政府委員 お答えいたします。

いわゆる知る権利という文言を法律に用いるかどうかといったことにつきましては、従来、憲法上の権利として行政情報に対する開示請求権が保

障されているかどうかという論議と不可分となつていたわけでございます。

先般来御説明を申し上げておりますように、このような行政情報の開示請求権という意味での知る権利が憲法上保障されているか否かといったことにつきましては、なおさまざまな見解があるというのが現状であります。

こういったために、法律上の文言としては、知る権利という言葉を用いないこととしたものでございします。

○倉田委員 どうもそのお答えで、ああ、そうなのかという納得はやはり何回聞いてもできないのですね。知る権利ということが憲法上の権利として確定されていないというふうな言い方、今までの議論の中では、抽象的、多義的概念、学説もいろいろあって、知る権利という言葉自体が法律用語として明記することはなかなかものか、こういうことだと思つたのですけれども、どうも納得できない。

先ほど長官は、知る権利という言葉にこだわらなくても、その中身が大切ですね、中身がしっかりしていればいいのではないのですか、ですから、知る権利という言葉よりも、ある意味では情報公開法という言葉の方が大切なのではないのですか、こういうお答えでありました。

しかし長官、まさに中身が問題であるということに一つ重要な意義がある。情報公開法という法律を制定するのは大切だ。しかし、その情報公開法はいかなる中身なのか。本当に国民の側にとって情報公開という名に値する法律、仕組みになつていくのかどうか。

その重要な中身として、私は知る権利、法律の言葉というのは、ある意味で、ああ、そういうことかというふうに、先ほど長官はいろいろな文書があつて何か難しい言葉があつてわかりにくいというところもちょっと話しておられましたけれども、皆さんが納得する言葉が使われていなければならぬということもそのとおりだと思つたのです。先ほどのお答えの中でも、私は、いまだにど

うして知る権利という言葉が法案の中に明記できないのだからということがよくわかりません。

もし、知る権利という言葉が多義的、抽象的のまだ学説としても定まっていなくて、そういう言葉で最高裁の最終的な判断を待たずに法律の言葉で使うことはいかかものかというところであると思つれば、これは、知る権利は私ども国会はこういうこととして規定するのですよというふうに、その中身、具体的な権利というものを規定するのは、私は、国会自身の、我々の役割なのだろう、こう思ふのです。それを、いや、それはまだ決まってい

ないからとか、よくわからないから使えないというところでは、我々委員会の、あるいは国会議員としての責務というのか責任というのとは一体どこにあるのだろう、こういう思いをしてならないわけでありました。

その点はちょっともう一度総務庁長官に聞きますが、その前に当局に、先ほど知る権利が憲法上との関係でどうのこうのというところをお話しになつておりましたけれども、前回の委員会のときに、私は、「目的」の中に「行政文書の開示を請求する権利」、これは知る権利とはどういう関係にあるのですか、知る権利を具体化したものだと思つていいのでしょうか、あるいは行政文書の開示を請求する権利というのは、憲法から由来する、あるいは憲法による権利と考えていいのですか、こういうふうにお尋ねをしたわけでありましたけれども、なかなか答えるのが困難でございますというところで、お答えをいただいただけませんでした。

この行政文書の開示を請求する権利というのは、一体憲法から考えた場合どういう権利なのか、これはぜひお答えいただきたいと思ひます。

○瀬上政府委員 情報公開法案におきましては、開示請求権は、憲法上の国民主権の理念にのっとりたものとしております。すなわち、政府には国政を信託した主権者である国民に対し、みずからの諸活動の状況を明らかにし、説明する責務、説明責任があるということから、国民一人一人が政府の諸活動の状況を吟味、評価できるようにす

るものと位置づけております。

知る権利との関係につきましては、知る権利について憲法解釈上いろいろな考え方があるという状況でございます。この開示請求権との関係を御説明するということは困難でございます。これはあくまでも国民主権の理念にのっとりた請求権であるというふうなことでございます。

○倉田委員 第一条の「目的」ところに、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、このあるわけですね。そこで、今お答えは、この行政文書の開示を請求する権利というのは、国民主権であるいは民主主義、それはまさに憲法の規定から来るわけですから、国民主権の理念にのっとりた権利なんだ、こういうお答えであります。

その行政文書の開示を請求する権利は、それは憲法上のどの条文に依拠するんだということについては、私どもは、それは知る権利ということから具体的に由来するのではない、だから、知る権利を具体化した権利ではないんですか、こうお尋ねしているのですけれども、それについて、知る権利の概念が多義的、抽象的で定かでない、だから、知る権利を具体化した権利であるかどうかは答えるのは困難だ、こういう話であります。

どうも、それでいいのかという思いがしてならないわけですが、しかし、今お答えになつた言葉の中には、この行政文書の開示を請求する権利が国民主権の理念にのっとりたことは、我が国の民主主義の最も基本的な権利ですよ。そこから導かれる、まさに国民主権の理念にのっとりた憲法から導かれる権利なんだ、それが非常に重要な権利なんだ、そういう行政文書の開示を請求する権利なんだ、そういうお答えであると私は理解いたしました。

長官、この行政文書の開示を請求する権利、「国民主権の理念にのっとり、この「目的」に書いてあるわけでありませうけれども、我が国の民主主義の非常に基本的な根幹、非常に重要な権利である、そういう権利であるということではないわけ

ですか。

○太田国務大臣 例え、この情報公開法が両院で可決、成立をしたときに、新聞が、知る権利について具体化というふうな見出しを打つていただいたとします。それは、私は、ちっとも間違いないと思ふのです。

だから、言っていることの実態は、情報公開という言葉で言っていることと先生がおっしゃっていることは同じことであつて、ただ、法律の言葉として、法律用語としてそれはまだこなれていないというか、広範囲の合意を、その言葉を使うに至っていないというだけのことだと思ふのです。だから、先生が、例え、ここは一步外に出て、多くの方々に対して、ついに知る権利が具体化したということを、成立をしたときに、たくさん集めてそういうふうな高揚した精神でおっしゃることは、まさに正しいことだろうと私は思ふのです。

○倉田委員 大委員長のお答えは含みのあつて、非常に重要なお答えなのではないのかなという気もいたします。それでいいのかなという気もいたします。

もう一度繰り返して申し上げることにいたしますけれども、私もこの行政文書の開示を請求する権利、「国民主権の理念にのっとり」と「目的」に書いてあるわけでありませうから、行政改革委員会の情報部会の先生方も、恐らく知る権利と書くべきだという議論も私はあったらと思ひますけれども、それを入れたかたとしても、この「国民主権の理念にのっとり」というところに相当多くの意味を含ませながら、これが非常に重要な権利であるということを示されたんだと思ひますし、長官もそのことを踏まえながら、私が外

に向かつて、この行政文書の開示を請求する権利は知る権利を具体化したものだ、こう言つてもそれは間違いないというふうにお答えいただいたんだ、こう思ふのです。ただ、当局としては、いわゆる我々が学説とし

て議論をして知る権利がどの条文に由来するんですか、どういう内容を持った権利なんですかという点については、多義的だから当局としてはそれは書けないよ、こういうお答えなんだらう、そういうふうに私は今思いました。

しかし、最後にこの点をもう一つだけ言わせていただければ、長官は先ほどから、中身が大切なんです、知る権利という言葉にこだわるよりも、情報公開という、これが成立させる中身が大切なんです、こうお答えになりました。

そうであるとなれば、私も国会は、まさに国民の皆さんが、わかりやすい、しかも、ああ、こういうふうな法律が本当にできたんだねという期待を持っていただいて、その内容に実質応じた法律をつくっていく責務が先ほども繰り返して申し上げましたけれども、この知る権利は国会からいけば、国会としては、この知る権利はこういうものですよというふうに私も国会で決めているんだ、こういうふうに思っているわけでありました。

そこで、目的の理念、国民主権の理念、これからいきますと、これも議論になっておりましたけれども、国民の監視と参加の明記は当然ではないかという議論がありまして、当然この十二項目の修正項目の中に入らせていただいているわけなんです。当局からのお答えは、このこれは「国民の的確な理解と批判の下にある」、これはまさに「国民の監視と参加」と同じです。これはまさに「国民の監視と参加」と同じです。これはまさに「国民の監視と参加」と同じです。

同じだったら、行政改革委員会の最初の要綱のとおり、監視と参加でもいいんじゃないのか。まさに国民主権の理念からいけば、国民の監視と国民の参加なのではないのか、こう思うのですが、この点はいかがですか。

○瀬上政府委員 「行政の監視・参加」という表現であらわそうとした内容を法律上の確に表現した、つまり法文化した結果が「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」ということになったものでございまして、行政改革

委員会の「監視・参加」の趣旨、内容を変更するといふものではございません。これはあくまでも法文上の表現として、従来使われております監視、参加という用語は、この行政改革委員会の意見の中で言われております公正で国民の意思が反映された行政運営の推進といったような観点からの使われ方としては、より適切な表現は何かということ、法文化する上で検討した結果として、「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」というふうになったものでございまして。

○倉田委員 ですから、その点も、いわゆる法律の言葉があつて、それがやはり、法は行為の規範をするものですから、わかりやすいものでなければならぬし、そしてそれは国民の皆さんになるほどと納得される内容でなければならぬ。そうだとすると、先ほどの知る権利もそうですけれども、知る権利はどうも明記できないな、監視と参加もどうもなじまないという、その背景、根拠に何かはかがあるのかというふうに思っています。どうわけですか。

ですから、その点もどうも、この目的規定、非常に重要な規定でありますので、国民の皆さん方が、いや、監視と参加よりも理解と批判というのをもっとよく内容をあらわした言葉なんだというふうな理解をしていただけるのかどうか。それは、いろいろな意味でこれから御説明をさせていただかなければならない責任もあるんだと私は思いますが、今の状況ではまだそこは当局の方でお考えになっていられる、いや、同じなんでしょう、監視と参加と意味は変わらないんです。私も身もそうかなという思いがしてならないわけでありまして。しかし、これは監視と参加、こういう意味と変わらないんだ、こういうお答えであるということは受けとめておきたい、こう思います。

○瀬上政府委員 説明責任、説明責任というの、先ほど申し上げましたように、憲法で規定する国民主権の理念に由来するものでございまして、政府はその諸活動の状況につきましても、国政を信託した主権者である国民に対し、いつでも具体的に明らかにし、説明できるようにしておく責任を意味するものと理解をいたしております。そして、この説明責任を全うするための制度として、個別の法律によって行政機関が保有する特定分野における情報を国民からの求めに応じて開示する制度や、国民からの求めを待たずに情報を積極的に提供する制度といったようなものが設けられておりますが、さらに今回、これらの制度に加えて、国民一人一人が行政機関の保有する情報全般について開示請求をすることができるよう一般的な開示請求権制度を確立しようとするものでございまして。

○倉田委員 まだ質問が多いものですから次に進みますけれども、二条の「定義」のところ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究資料の項目が二条二項の二にあるわけですね。「歴史的若しくは文化的な資料」、これがこで書いてあつて、この資料というのが一般的に非開示になつてしまわぬのかどうか。学術研究に關して、研究者以外であつたとしても、いろいろな人が知りたいと思うようなことが、この規定によつてかえつてアクセスできないようになるのではないのかという御意見があるのです。これはどうなのか。

有するその諸活動を国民に説明する責務がある、この説明する責務があるというのはどういう責任ですかというお尋ねに対して、それは国民の皆さんに説明する責任です、こういうふうなお答えでありました。

説明する責務、説明する責任がある、こうであるとすれば、後ほどの手数料の問題にもかかわるわけでありまして、サービスなのではない、サービスというか消極的なものではなくて、行政機関の保有する情報の公開については積極的に行政のみならず説明する責任があるということに私はつながると思うのです。その点も、その趣旨、そしてこの文言の意味するところは何かなんだというところをもう一度お尋ねしたい、こう思います。

○瀬上政府委員 説明責任、説明責任というの、先ほど申し上げましたように、憲法で規定する国民主権の理念に由来するものでございまして、政府はその諸活動の状況につきましても、国政を信託した主権者である国民に対し、いつでも具体的に明らかにし、説明できるようにしておく責任を意味するものと理解をいたしております。そして、この説明責任を全うするための制度として、個別の法律によって行政機関が保有する特定分野における情報を国民からの求めに応じて開示する制度や、国民からの求めを待たずに情報を積極的に提供する制度といったようなものが設けられておりますが、さらに今回、これらの制度に加えて、国民一人一人が行政機関の保有する情報全般について開示請求をすることができるよう一般的な開示請求権制度を確立しようとするものでございまして。

○倉田委員 まだ質問が多いものですから次に進みますけれども、二条の「定義」のところ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究資料の項目が二条二項の二にあるわけですね。「歴史的若しくは文化的な資料」、これがこで書いてあつて、この資料というのが一般的に非開示になつてしまわぬのかどうか。学術研究に關して、研究者以外であつたとしても、いろいろな人が知りたいと思うようなことが、この規定によつてかえつてアクセスできないようになるのではないのかという御意見があるのです。これはどうなのか。

○瀬上政府委員 情報公開法案第二条第二項の「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究資料」につきましては、貴重資料の保存、学術研究への寄与等の観点から、それぞれ定められた開示範囲、手続等の基準に従つた利用にゆだねることと適当であるとして、この法律の開示請求権制度の対象である行政文書から除外をしております。どういふ機関がそれに該当するかという保有機関を政令で指定し、そして管理の方法を政令で定めるといふこととしたしております。そして、政令で定める管理の方法の基準は、部外者の閲覧等利用に關する手続を作成、公開することを想定いたしております。

なつてしまわぬのかどうか。学術研究に關して、研究者以外であつたとしても、いろいろな人が知りたいと思うようなことが、この規定によつてかえつてアクセスできないようになるのではないのかという御意見があるのです。これはどうなのか。

そして、この規定で、前回の質問のときに、特別の管理がされているものという点についてはどういふことですかと聞きまして、政令で具体的に定めることになるんだ、こういうふうなお答えがたしかあつたと思うのですけれども、政令で定める基準というのはどうなのか。これはちょっと細かなことになるかもしれませんが、重要なことでもありますので、お尋ねしておきます。

○瀬上政府委員 情報公開法案第二条第二項の「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究資料」につきましては、貴重資料の保存、学術研究への寄与等の観点から、それぞれ定められた開示範囲、手続等の基準に従つた利用にゆだねることと適当であるとして、この法律の開示請求権制度の対象である行政文書から除外をしております。どういふ機関がそれに該当するかという保有機関を政令で指定し、そして管理の方法を政令で定めるといふこととしたしております。そして、政令で定める管理の方法の基準は、部外者の閲覧等利用に關する手続を作成、公開することを想定いたしております。

○倉田委員 まだ質問が多いものですから次に進みますけれども、二条の「定義」のところ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究資料の項目が二条二項の二にあるわけですね。「歴史的若しくは文化的な資料」、これがこで書いてあつて、この資料というのが一般的に非開示になつてしまわぬのかどうか。学術研究に關して、研究者以外であつたとしても、いろいろな人が知りたいと思うようなことが、この規定によつてかえつてアクセスできないようになるのではないのかという御意見があるのです。これはどうなのか。

○瀬上政府委員 情報公開法案第二条第二項の「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究資料」につきましては、貴重資料の保存、学術研究への寄与等の観点から、それぞれ定められた開示範囲、手続等の基準に従つた利用にゆだねることと適当であるとして、この法律の開示請求権制度の対象である行政文書から除外をしております。どういふ機関がそれに該当するかという保有機関を政令で指定し、そして管理の方法を政令で定めるといふこととしたしております。そして、政令で定める管理の方法の基準は、部外者の閲覧等利用に關する手続を作成、公開することを想定いたしております。

す。

○倉田委員 ここもぜひ、その基準というのは明確に、納得できるものにしていただいで、この法律ができたおかげで、従来見る事ができた、あるいは内容をわかる事ができた、手に入れる事ができた、そういう歴史的あるいは文化的な資料というものが、この規定によってもうできなくなりましてよということにはならないように、これは歴史学者あるいは研究者にとっても、また今からそういう勉強をしたいと思う人にとっても、非常に重要なことなんだろう、こう思いますので、この点は特に強く要望しておきたい、こう思います。

十二時で午前中の分が終わりますので、もう少しですが、公務員の氏名について先ほど質疑がございました。一般的に公務員の氏名について公開することについては、公務員といえども私生活があるわけであって、いかなるものかということ、一般的に公務員の氏名を公開するのはどうか、こういう御質疑がありました。そしてそれに對して、公にされている場合は公開をすることがあります、こういうことでした。

この項目は、第五号一号のへでありますけれども、関係するところでは、当該情報のうち、当該公務員の職と当該職務遂行の内容に係る部分については公開することになっている。

そうすると、この規定から読み取れること、当該公務員の職というのは、例えば局長であり部長であり課長であり係長であるということは明らかにいたしますよ。そうすると、先ほどのお答えの中で、公にされている部分の氏名は明らかにしますよ、この関係からすれば、一般的に刊行されているいわゆる公務員名簿みたいなところに、職があつて、氏名が載つていますね。そういうことから、公務員の氏名が一般的に公にされている場合は公開されるということになりますよという趣旨なんですか。

それとも、情報開示をされるときに、職と氏名

というのは、公にされている場合はきちんと明示をされて公開されることになるのかどうか。このいわゆる開示をされる氏名の範囲というのはどこまでなんだというところについてお尋ねしたい、こう思うのです。

○瀬上政府委員 情報公開法案では、個人が識別される情報であっても、慣行として公にされている情報につきましては不開示情報には当たらないということとしております。

公務員の氏名につきましても、開示することにより当該公務員の私生活に影響を及ぼすこともあり得ることから、原則として、慣行として公にされている場合に該当するかどうかといったことにより公開の有無が判断されることとなります。

公務員の氏名が公開されるかどうか、よく中央省庁の課長職以上ではないかというようにお話をあつてありましたが、これにつきましては、個別事案ごとに慣行として公にされているかどうかといったことによつて公開の是非を判断するというものでございます。

○倉田委員 ですから、その慣行として公にされているという部分には大体どこが当たるのか、そこも一つやはり基準を明示してほしい、こういうことなのです。

○瀬上政府委員 慣行として公にされている情報、法律の第五号第一号に当たるときとして、具体的には、例えば人事異動の官報への掲載とか、あるいは行政機関が作成し一般に市販をしている職員録への掲載その他行政機関による公表の慣行がある場合、こういったようなものが該当すると考えております。

○倉田委員 氏名の問題では、あと各地方自治体の公開の関係でお尋ねしたいと思いますが、午後この質疑に譲りたいと思ひまして、ここで午前中は終わりたいと思います。

○植竹委員長代理 それでは、本会議休憩後直ちに再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後二時十六分開議

○二田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。倉田榮喜君。

○倉田委員 午前に引き続き質問を続けさせていただきますけれども、公務員の氏名の開示の問題でございます。

条文上は、公務員の職は開示されるけれども、公務員の氏名については、プライバシーの観点もあろうしということで、慣行として公にされているものについては氏名の開示もあり得る、こういうことであります。

そこで、公務員の氏名の開示は、裁判等々あるいは地方自治体で、既に進んでいるところがあります。この法律ができた場合、成立をした場合は、一般的に開示するのは職です、氏名の場合は慣行として公になっている場合ですよ、こういうふうになった場合については、いわばこの考え方は、公務員の氏名というのはこの法律では積極的に開示することはありませんよ、こういうふうな受け取れるわけですね。

そうしますと、裁判等々で、地方条例の中で、もう既に一般的に公務員の氏名を開示をする、あるいは開示をするということで条例を検討している場合等々に、この法律ができた場合、この法律によつて、それはだめだよ、一般的に開示するのは職なんだよ、そういうふうな制限をすることにしたいのかという不安を少し持つております。

四十条は、この法律の趣旨のつとめて、必要な施策を策定する、地方公共団体についてはこう書いてあるわけですが、ぜひこのところ、地方自治体の方で、それぞれの地方自治体の状況あるいは政策判断に応じて、その条例について、公務員の氏名もやはり我が自治体は開示するんだ、こういう条例ができるとすれば、それはこ

の法律に反するものではないんだ、私はこう思うわけですが、この点はいかがですか。

○瀬上政府委員 この情報公開法案は、御承知のとおり、地方公共団体に直接適用されるものではございませんので、各地方公共団体における開示、不開示の判断というのは、それぞれの条例の規定に基づいて行われるものでございます。

したがって、御指摘のように、第五号第一号の規定が自治体の判断を制限することにはならないものと考えております。

そして、ただいま御指摘の法律四十条におきましては、地方公共団体は、この法律の趣旨のつとめ、必要な施策を策定し、実施すべき旨の努力義務を定めておりますが、御承知のとおり、この規定は訓示規定でありまして、条例の改正とかそういうふうなものを拘束する、そういうふうなものではございません。

○倉田委員 地方自治の本旨ということで、それぞれの地方自治体がその本旨に基づいて積極的な情報公開についての条例を制定することは妨げない、こういうことであります。この問題はそれでいいんだらう、私もこういうふうな思ひます。

そこで、次の質問に移りますけれども、法人の任意提供情報の問題であります。

私どもは、この任意提供情報の部分は削除した方がよいのではないのか、こういう立場でありますけれども、五号の二号のロですね。「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」、この公にしないとの条件で任意に提供される情報、これは、行政の立場としてはできるだけ広く情報を集めたいという趣旨なんだらうと思ひますけれども、基本的な立場として、どうして任意に提供される情報まで集めなければならぬのかということについて、もう一度これは御答弁いただきたい。

○瀬上政府委員 最初に、まずこの規定の趣旨でございますが、法人等からの任意提供情報につきましては、非公開を前提としなければ他人に提供されないような情報が行政機関の要請に応じて任

意に提供され行政機関が保有することになった場合に、行政機関が保有していることのみを理由として当然に何人に対しても開示されるということ合理的ではないということから、行政機関の要請を受け、法人等から非公開を前提として行政機関に提供されるという情報の流通の形態や、提供者の非公開取り扱いに対する期待と信頼を保護しよう、そういうものでございます。

そして、こういう任意情報をなぜとるのかといった御質問でございますが、一般論でございますが、定期報告や緊急時の報告等で、法律の規定に基づきまして情報収集をする場合がありますが、こういったもののほか、行政運営を行っていく上で法人の協力を得て情報を収集するということが不可欠なところがございます。

こういったことに問題があるとすれば、任意かどうかということより、行政活動に必要な範囲を超えて不要な情報を収集するかどうかといったことではないかと考えております。

○倉田委員 今、行政のあり方について、いわゆる裁量型行政というものについて行革の中でもさまざまな議論がされている。いわゆる行政の裁量の幅というのは、できる限り小さくあるべきではないのか。そうだとすると、非公開でなければ提出したくないよという情報、しかもそれは任意である。もし行政上必要な情報であるとすれば、それは強制的にとれるようにしなければならぬ、こう思うのです。

ところが、強制的でもない、そして一般にはこれはやはり非公開にしてください、だったら提出をいたしますよ。一方で、行政の裁量の幅というのは極力見直しましょうということになるとすると、非公開で提出をされなければ、あるいは非公開ということで集めなければならぬ情報というのの一体何なんだろう、こういう思いがするわけですね。

そこで、本来必要である情報であれば強制的にとるべきであるし、そして任意で非公開ということについては、どうもこれも行政の幅というの

か、裁量の幅が少しあり過ぎるのではないのかという気がしてならないわけでありすけれども、ここで、任意に提供される情報と任意でない情報というののどこで区別をするわけですか。

○瀧上政府委員 任意と強制ということだと思っております。

情報公開法案第五条第二号ロの任意に提供された情報であるかどうかといったことにつきましては、当該情報の提出が法令または行政庁の処分により義務づけられたかどうかといったことにより判断されるというふうに考えております。

そして、情報の提出義務が課されていないにもかかわらず、行政機関の要請に基づきまして法人等が行政機関に情報を提供した場合に、任意に提供された情報ということでございます。

○倉田委員 そうしますと、そういう状況で、なおかつこれは非公開にしてくださいよという申し出があった場合についても、この条文は、その状況に照らして合理的であると認められるものという制限があるわけですね。そうすると、一般的に、非公開ということと話が合った場合に、非公開という条件が合理的であるのかどうかということも判断される、こう思うのです。

そうすると、これは非公開でないと出せませんよと法人が言ってきた場合に、さまざまな状況から見て非公開というのとは合理的とは思えませんね、こうなるケースだってあり得ると思うのです。その条件の合理性、そして、後々考えたみたい、確かに提示してもらったときには非公開という約束はあったけれども、いろいろ状況の変化によって、合理的な見地から考えた場合にこれは開示されるべきではないかというケースがあり得るのではないかと、こういう気もするわけですね。

しかし、先ほどの答弁の中では、いわゆる提供者との信頼関係ということもあるというお話であります。そうだとすると、この合理性というものは、いつどのような時点で、どのような内容で判断をするのかということも問題になると思えますけれども、その点はいかがですか。

○瀧上政府委員 第五条第二号ロに規定します「合理的であると認められるもの」というのは、公にしないとの条件を付すことが、当該情報の性質、それから当時の状況等に照らして常識的にも理解できる場合に限り不開示情報とする趣旨でございます。

具体的には、合理的であるのかどうかの判断に当たっては、情報が提供された当時の状況を基本としますが、その後事情が変わっている場合にはそういう事情も考慮するというものでございます。

○倉田委員 この問題は、例えば今ダイオキシン等々、いわゆる化学的有害物質というのが非常に大きな問題となっているわけですね。同時に、産業廃棄物であったり、あるいはさまざまな有害化学物質、きょう通産省と環境庁にも見えただいというところのすけれども、いわゆる環境汚染情報あるいは地域汚染情報、そういう情報を各法人からお集めになっている。強制的に法律の規定に基づいてお集めになっている場合もあるだろうし、場合によれば、先立ってお集めになっている場合もあるのだからと思うのです。

例えば、有害物質をどれくらい持っているのか、あるいはどういうふうな排出をしているのか、あるいはどういうふうなものを捨てたのか等々、いろいろ環境あるいは地域住民の生命と健康の観点から、それは知りたい、きちんと開示をしてもらわなければ安心できないというケースはこれから多々起こるのだからと思えます。

まず環境庁にお伺いしたいと思いますが、こういう情報については、例えば公にしないみたいな形で任意に提供されているような状況があり、そこで最初の合理性の判断はあるのだと思えますけれども、そういう情報の取り扱いというのは基本的にどういうふうな考えでしようか。

○太田(義)政府委員 お答えいたします。五条の第二号にただし書きというのがございます。今、委員御指摘のような情報であっても、ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護

するために、公にすることが必要であると認められる情報は除きます、つまり、こういう情報については開示していきなすというところだと思いたすので、この規定の趣旨に沿って開示していく必要があるのだから、私どもはそういうふうに考えております。

○倉田委員 通産省にもお見えいただいていると思いますが、同じ質問で、通産省の方からもお答えいただきたいと思います。

○太田(信)政府委員 お答え申し上げます。

企業に関する情報は、この法律案の第五条第二号において、当該企業の正当な利益を害するおそれがあるもの、または、公にしないとの条件で任意に提供されたものについては不開示とされている。今倉田先生の言われたとおりでございますが、ただし、環境汚染、地域汚染等の企業情報のうち、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、法律案第五条第二号のただし書きに基づき開示することが必要であると考えております。

私ども通産省としては、いずれにしても、環境汚染や地域汚染に関する企業情報の開示は重要な問題と認識しております。今後とも適切に対処していきたいと考えておるところでございます。

○倉田委員 地域の住民の方々の不安を取り除くという観点からも、ぜひこれは開示をしていただきたい、こう思うわけでありすけれども、しかし、やはり基準が問題なんだろうと思うのです。どこまで開示できればいいのかという問題がいつもあると思うのです。それぞれ、環境庁におかれましては通産省におかれましては、開示する基準については明確にしたいだきながら、積極的に開示をしていただきたい、こう思いたす。

それから、次の論点でありますけれども、意思形成過程情報、これも私どもは、いわゆる国民主権の理念ということで考えるならば、まさにどういふ政策決定がなされるのか、そして、その政策は、その施策はどういう過程を通じて成立をして

いったのか。まさに監視と参加というか、国民主権、民主主義の立場からすれば、まさに過程の中に参加をしていくことも非常に重要なことだろう、私はこう思っています。

そうだとすると、いわゆる意思形成過程情報、条文でいきますと第五条の五号でありますけれども、この五号には、いわゆる国の機関及び地方公共団体の内部または相互間における審議、これは原則公開とはいえないながらも、一定の場合に非公開とされている。

ここを見ると、意思形成過程あるいは審議会の中の情報というのは、例えば審議会にしても原則公開、それはそういう閣議での御検討もあるんだ、こう思います。この条文を見ると、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とか、そういう場合は開示しなくてもいいですよ、こう書いてあるんだけれども、そうだとすると、ここを読むと、何か原則的に意思形成過程の情報は不開示になるみたいな書き方をしているのではないのか、こう思えてしょうがないのです。

意思形成過程情報、内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報、これは、総務庁のお考えとしては、原則的に公開なのか、あるいはこの部分は原則的に非公開で我慢してくださいよという話なのか、一体どちらなんだろう。

○瀬上政府委員 情報公開法案の第五条の今御指摘の第五号の規定は、行政機関の内部または行政機関相互の間の審議、検討または協議に関する情報につきまして、具体的な支障のある特定の情報以外は公開すべきという原則公開の考え方であるということでございます。

若干具体的に申し上げますと、この規定では、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ等の不開示情報の基準を設けておりまして、このおそれというのは客観的に判断をされます。そしてまた、この号で特に不当の文言を用いておりますが、これは、予想されております支障が、当該情報

の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益を比較考量した上で判断すべきというふうな趣旨でございます。

したがって、ここで規定します不開示の基準は、例外的なものとして、かつ、できる限り明確かつ客観的に定めることとしておりまして、あくまでも、具体的な支障のある特定の情報以外は公開すべきという考え方に立ってつくられております。

○倉田委員 今お答えをいただきました。原則はあくまでも公開である、そして例外不開示とするのも、明確な基準のもとで例外な場合なんだ、そういうお答えでありますので、ぜひその点は明確にさせていただきたい。

率直な意見の交換や意思決定の中立性が公開することによって損なわれるという書き方は、これをそのまま当てはめようと思えば、審議会というのは公開してもらった率直な意見の交換はできませんよと、何か一般的に当てはまるような気がしてならないわけですね。それは、いろいろな審議会があつてそれぞれ代表して出されるわけですから、堂々と自分の意見は、私はこういふことを言いましたよということが公開されることが当たり前であつて、この規定をもって審議会の情報が一般的にクローズされるということはないと、ならないと思ひますし、今、そうではないということをお答えいただきました。

長官、先ほどから懸命にうなずいておられますので、ぜひこの点は長官のお答えもいただきたいと思ひます。

○太田国務大臣 政府提案の法律の立法企画の過程のお話を中心だろと思ひますけれども、審議会の審議の内容を開示すべしということも私もずっと言つてまいりましたけれども、今一応公開をしていることになっているわけでございます。しかし、我々が思っているものと大分まだ違うわけでございますから、一層の努力が必要だとは考へております。

ただ、私申し上げたいのは、先のことを言つて

なんでございすが、六月に通りました中央省庁等の改革の基本法がございすが、そこでは、審議会について今後廃止の方向で、すべての審議会について廃止してはどうかというふうなことが書いてある、どう扱うかはこれから話でございますが、その考え方は、そもそも審議会などをつくつて、それぞれの各省の大臣の責任でもつて出すべき法律案をどこかの審議にゆだねていくということ、それ自身が問題ではないか、そういう考え方があつてございします。

ですから、むしろそのことよりも、実質的な審議はこういう場所、つまり委員会とか本会議、そういう場所で行われることが本場の審議なんだ。審議という言葉を官界で乱用しておるのはないか。審議というのは国会がやることであつて、都合のいい人たちを集めてきて何かやつていことが審議だという言葉を使うのは僥越ではないかというふうに私は日ごろから言つておるわけでございます。

○倉田委員 大臣のお答えいただきました趣旨は、私はよくわかります。要するに、国会審議はもっと活発にして、国会が最高の意思決定機関であるということをやつていかなければいけないという観点からのお答えなんだろう、こう思うのです。

今やられている行政サイド、行政で決まってしまうから、あるいはさっきの環境情報等のことなんかに関しても、いつどういふふうにか決まっただというところが非常に問題になってくるわけでありまして、これはまさに、国民主権の理念のつとりというところであるとすれば、あるいは民主主義というのが我が国の政治の根幹であるとすれば、意思形成過程情報というのは最も根幹な部分であります。国会での審議ということがもつと充実をされなければならぬし、また、入ってくる段階の途中も原則公開ということではなければならぬのだから、こう思ひます。

また、次の論点に移りますけれども、国の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

あれば非公開というのが五条の六号のところにあつたわけですね。いわゆる国が行う事業、あるいは当該事業の性質によって事務とか事業の適正な遂行に支障を及ぼすものがあればという文言があるのですけれども、私はこの適正な遂行というのには非常に広い概念だに思ひまして、つまり、行政がやりにくいものにはだめよみたいな、場合によつたらそういうふうにも読めなくもない。

それから、この五条の六の項目、それとあわせて六のホのところに行きますと、「国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」、こうあるわけですね。

この国または地方公共団体が経営する企業、それから民間の法人、企業、これとの関係でちょっと私は問題にしているわけでありまして、民間の企業の場合は、五条の二のイで、先ほどのお答えにもありましたけれども、その他正当な利益ということが書いてあります。「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、この部分とホの部分、これは同じと考へていいのでしょうか。

私は、国の事業の場合は、基本的には国あるいは地方公共団体が行う事業なんですから、もっと積極的に公開されるということが原則であるべきなのではないだろうか、こう思うのですけれども、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○瀬上政府委員 御指摘の第五条第六号では、その他適正な遂行に支障を及ぼすおそれという文言を用いております。

この具体的中身でございすが、第一に、公益的な不開示の必要性等のいろいろな利益を考量した上で、適正な遂行であるということが要求をされますとともに、その支障の程度につきましても、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。そしてまた、おそれというもののについても、客観的にこれは判断をしまして、その程度は法的保護に値する蓋然性が要求をされるというふ

うに考えております。  
それで、二番目の、今の法律の第五条六のホの「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」と、いわゆる法人情報第五條二のイの「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」のその正当な利益の比較の問題でございまして、国が経営する企業の場合には、政府の活動として行っているものでございまして、国民に対する説明責任を全うするため、同種の事業を行う第三者である企業と比べて正当性の範囲は異なる場合があり得るというふうに考えております。

したがって、この正当な利益の範囲というのは、具体的にはそれぞれの経営主体の性格、事業の内容等に対応してそれぞれ判断されるわけでございまして、国の事業の方が公開の範囲というものは、国民に対する政府の説明責任を全うするということから、広くなる場合があり得るというふうに考えております。

○倉田委員 そこで、次、午前中からも議論になっておりました手数料の問題に移って、もう一度確認をしたい、こう思うのですけれども、私は、やはり請求にかかる手数料という部分です、午前中の大臣のお答えもいただきながら、まだ考え続けているわけなんです。

「目的」のところに、いわゆる国民に説明する責務、国民に説明する責任がありますよ、こういう書き方をしながら、それでもなおかつ請求手数料、これは午前中の質疑の中で、いわゆる利用しやすい手数料ということは十分配慮をしなければならぬという議論が展開されておったわけでありまして、法の解釈という言い方もちょっと大げさですけども、説明する責務がある、そうだといいながら、なおかつ請求手数料に関しても、いわゆる利用しにくいということにならない範囲の中ではいただきたいと思います。

この議論は、先ほどの大臣の答弁は、要するに請求するその人にとっても、いわゆるその部分を見ればあるいは私的な利益があるわけであって、

多くの納税者の観点から考えた場合、あるいはその開示を請求するに全く関係ない人たちのことも考えれば、行政サイドとして、国民の税金で運営されていることを思うならば、請求する人は請求することによって、民主主義という観点から、公の部分はあるにしても、その人個人の特定の利益があるわけだ、だから請求手数料は取らざるを得ないんだ、こういうお答えであつたと思うので

しかし、行政文書の開示を請求する権利が、民主主義の理念ののちとして、しかも民主主義の根幹をなすような重要な権利であるとする、そして一方で、行政には国民に説明する責任がありますよ、こういうまさに大理念、大原則、そういうことを言っておきながら、なおかつ請求するのは、請求者に対して、あなたが特定の利益があるんだから、それはやはり手数料は払ってくださいよというところはどうも私はつながらないのですけれども、大臣、どうですか、つながりますか。

○太田国務大臣 私は、例えば一つの情報開示の請求をするというところに至るまで、開示をされる方は、事実の問題として、相当そこに至るまでに時間も使っておられるだろうし、勉強もしておられるだろうし、あるいは何か別のコストも払われておられると思うのです。請求をされるという行動そのものが、そこに至るまでに随分御本人としてはコストを払っておられると思うのですよ。

そこは、私は、自分でも何かしようと思つたら相当手間暇がかかりますから、普通の人間であれば、ぱつと思いついて、もう今思いついて今やるというようなことではありませぬから、相当準備をしたりいたします。そうすると、その前に随分、実際には、自分自身の機会費用ということからすれば、既に払っておられると思うのですよ、どんな方々も、請求される方は。

私は、この我が国の民主主義の中で、一つ正義を全うするとか正義を貫くことのためにコストが要らないわけじゃない。これは、民主主義というのはやはりコストのかかる話であつて、そのコス

トがゼロであるということはやや私は釈然としな。幾ばくかでもそれはやはり一つの行動について、実際にはそれに至るまでに御自身でコストを払っておられるわけだから、請求をするというこの瞬間についても幾ばくかの御負担をした方がやはり世の中全体のバランスはいいのじゃないかなというふうに思います。

○倉田委員 私は、その部分は大臣と見解が違ふのだから、こう思っております。

いわゆる行政情報を開示する、あるいはこれは、基本的には、我が国の民主主義はどうなっているのだから、我が国の行政のあり方はどうなっているのだから、こういう視点から、ある意味では請求側にとつてみても、いわゆる手数料以外のコスト、それは労働コストであったり、時間のコストであったり、かかっているわけですね。

それはもうおまえが好きだからやるんだらうという世界ではなくて、どういう立場に立つかによりますけれども、我が国の民主主義をよくしたい、行政の透明性を高めたい、これはまさに行政の方もそういう趣旨でこの情報公開法をつくっておられるわけですから、まさに共同作業なわけですね。同じ我が国の民主主義の実質を高める、そして我が国の行政の透明性を高める、そこに本當に民主主義がで上がるということなんだらうと思うんです。

そういう意味からすれば、逆に、自分の時間的コストあるいは労力的コストを使つてやる人は、乱用の問題は確かに、全くそれはということとは考えなければいけないことは私も理解できますけれども、いわゆる政治的な部分として考えれば、そこは、よくやってくださつていって、まさに行政の透明性、民主主義はこの活動によって担保されるんだなということではなければならぬではないのかという気が私はしております。ここはちょっと大臣とは少し違ふのかなという気がします。

そういう意味で、この手数料というのが、先ほど、午前中の質問にありましたけれども、実はどのくらい払えばいいのかということについて非

常に国民の中に不安が多い。出てくる資料がどれくらいあるかわからない、そういうときに、時間もかかる、コストもかかる、さらに費用もかかるということでは、断念せざるを得ないという状況も出てくる。

そうすると、今、午前中からも答弁いただいておりますけれども、利用しやすい手数料、これはともかく担保するんだ、こういうふうなお話のようございまして、その点のところも国民の皆さんに、では請求手数料は幾らなの、コピー一枚幾らなの、例えば決裁文書といつてもどれくらいの割合について請求手数料についても要求をするのということが明確になれば、それだったら大丈夫だねということになるんだらうと私は思います。が、利用しやすい手数料の具体的な中身ということとは、今の時点で結構ですが、どういふことをお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○瀬上政府委員 現時点におきます手数料の額につきましては基本的な考え方を申し上げますと、まず開示請求に係る手数料につきましては、行政機関が開示請求を受けたから開示決定等の通知書を出すまでの間の事務に要する費用の一部について、開示請求者に負担を求めるものでございまして、国民の皆様が利用しやすい手数料となるよう、一請求に対し一定額の金額を徴収したいというふうに考えております。

そしてまた、開示の実施に係る手数料につきましても、それに伴う諸費用の一部について開示請求者に負担を求める必要があると考えておりますが、少なくとも、先日の参考人の陳述にありましたように、一決裁文書ごととか一領収書ごとに徴収するといったような制度にはしないように、国民の皆様が利用しやすいような手数料にしたいというふうに考えております。

そしてまた、写しの交付の実施に係る手数料につきましても、地方公共団体の手数料金額等も参考としつつ、利用しやすい金額となるようにしたいというふうに考えております。

○倉田委員 午前中もその答弁はいただいたんで

すね。だから、請求手数料の一定額あるいは経費の一部、その一定額とか一部というのは一体幾らになるんだらうということで、この問題、非常に気にしているわけですね。

ぜひ早急にこの基準というのは明示をしていただく必要がある。そうであれば、なるほど、それは請求の支障にはなりませんね、これだったら何とかありますねということ、御納得いただける方も出てくるかもしれません。

大臣、ぜひこれは、今利用しやすい手数料というところはもうここでは都合意になっているみたいに出てきている話でございますので、大臣にこの部分はもう一度御答弁いただきたい、こう思います。

○太田国務大臣 私などに決めさせると大変高いことを言うような気がいたしまして、これは一つの例でございますが、余り本気で受け取らないでいただきたいんですけれども、例えば私が行って、窓口の方にこの情報開示を請求したいということと言った。その人は、どのぐらい時間を費やすかわからないが、そこで動く。そして、その人だけではもちろん終わらないわけですから、担当の局に行つて担当の人が動く。その請求されたものがあるかないか、それから開示すべきでないところはあるかという判断のために、そういう判断のための時間がかかる。

そういうことを考えて開示の請求に対するコストを考へるわけでございますから、例えば私が総務庁の中で一人二千人ぐらいいたのだらうかというように言ったりするわけですね。そうすると、それは余りに高過ぎますよというふうなやりとりが行われたことがあるということをお話をさせていただきたいと思ひます。

それは世間の常識ということでございますから、ぜひその常識がこのぐらいのものであるというところは、今協議もしていただいておりますわけでございますので、その常識的なところに、先生の常識もまたあるし、またほかの先生方の常識、こちら側の常識もあるわけでございますし、私どもの

常識もあるわけでございますから、妥当な額になるように、そこはぜひ最後の詰めのところでお互い意見の交換ができればというふうに思っております。

○倉田委員 大臣にはずっと、よくよく考えてみると、実質的に意味のある御答弁を、知る権利も、それは私が外に向かつて行政文書を開示する権利は知る権利と考えていただいてもいいみたい、非常にいい答弁をいただいております。思ったんですが、少なくとも今の答弁はもうも答えてもならなかった方がよかったな感じがしてなりません。

これは、利用しやすい手数料、こうなっているわけですから、本当に国民の側から見てなるほど実質的に利用しやすいという額にならないければいけないんだ、私はこう思ひますので、この点はぜひ要望しておきたいと思ひます。

そこで、この問題に関連して、我々は公益目的の減免が必要かというところで修正要綱を出しているんですけれども、十六条の二項に「行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由がある」と認めるときは、「前項の手数料を減額し、又は免除することができる。」こうあります。この「経済的困難その他特別の理由」、その特別の理由の中に、公益目的の減免、そういうことも含めて読んでもいいわけでしょうか。

○瀬上政府委員 手数料の公益減免の点でございますが、個々の開示請求につきましては、この制度の趣旨からいしても、目的、理由を問わないということとされておまして、公益目的かどうかということと事務的に確定することも極めて困難であります。したがって、一律的に公益目的の減免ということを行うことは考えておりません。

これは、政府としましては、手数料の減免につきましては、それぞれ各行政機関の長が具体的な開示請求に応じて個別に決定していくこととなると考えております。

○倉田委員 ちょっと今のお答えは少し、経済的

困難その他特別の理由があると書いてあるわけだけれども、これは具体的にどういうことですか。例えば、公益目的の減免は考えていないというお答えでありましたけれども、それだったらこの規定はどういう場合なんだろうかとということをお聞きしているわけですね。

○瀬上政府委員 一般論としてでございますが、例えば開示請求のあった情報が、開示請求を待つまでもなく、行政機関が何人に対しても広く情報を提供すべきものであるようなものとか、公益的な目的での裁量開示といいますが、そういったような情報であるような場合には、開示請求者には手数料の負担を求めることは不適当な場合といったことも考えられるわけでございます。そういうこととあつた場合が相当するといふふうに考えております。

○倉田委員 時間がなくなつてきて、まだ質問は大分残つておりますが、不服審査会についてお聞きいたします。

不服審査請求は、どうなんでしょう、請求者の住所地で不服審査請求はできますか。

○瀬上政府委員 不服申し立てにつきましては、行政不服審査法におきまして、不服申し立て書を郵送で送付するということにより行うこともできますので、したがって、不服申し立てを行うために行政機関まで赴く必要はないといふふうに考えております。

○倉田委員 その場合、そうすると、審査請求は郵送でもできるから、自分の住所地から送ればよい。

実際に不服審査の意見聴取であるとかいろいろあるときは、そういう場合はどうでしょう。

○瀬上政府委員 情報公開審査会の審査は、書面審理が中心となりますが、特に地方在住の不服申し立人の便宜といたしまして、事件の審議に当たる委員のうちの一部の者が地方に赴きまして不服申し立人の意見陳述を聞くなど、地方における案件の実情に即して適切に対応することが可能といふふうに法律上いたしております。

○倉田委員 この不服審査会というのは非常に重要だと思ひます。実質的に不服があればここに申し立てをするわけですから、ここで解決できれば問題ない。ですから、そういう意味で、不服審査会の窓口であるとか機構あるいは事務局、これは十分に体制を整えていただいて、今大臣がいまからあれですけれども、審査請求が住所地で実質できるように、これはぜひ考えていただきたい、こう思ひます。どうですか。

○瀬上政府委員 情報公開審査会は、全国に一つ設置されます権威の高い機関ということ、その委員も、この法律では、両院の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員で構成されるものとして、総理府に設置するということとされております。そしてまた、審査会の事務局として独立的な組織が設けられるわけでございますが、その内容につきましましては、具体的には政令等において定められることとなります。情報公開制度のかねをなすこの審査会の事務処理に対応できるように、適切な体制を整えるように考えてまいりたいと思ひます。

○倉田委員 そこで、行政不服審査会、やはりこれはだめです、非開示ですと云われたときに、請求者側は次の手段として抗告訴訟がある。この抗告訴訟の管轄について、まさに原告住所地でございますか、あるいは東京まで出てこなければいけませんかという問題になつていくわけですね。午前中の答へを聞いていますと、地方のある文書についてではできるだけ地方に権限委譲して、そしてそこではできるだけ地方に権限委譲して、そして地方に移したい、こういうお話であります。

しかし、私は、これは行政事件訴訟法との関係でありますし、この間、参考人質疑でも、この問題は実は国会でお決めにされたいというお話もありましたし、行政事件訴訟法そのものも、デメリットという部分も考えながら、地方でできるように考えなければいけないのではないのかという議論もあつたと思ひます。

きょうは法務省からお見えいただいております

ので、ぜひこれは地方管轄といいますが、抗告訴訟を地方でできるようにならないかどうか。そして、行政事件訴訟法も将来的には、今我々は官から民へ、中央から地方へというふうに議論をしているわけですが、それは単に地方にある文書ということのみならず、基本的には地方、あるいは少し譲ったとしてもそのブロック単位ぐらいでは行政事件訴訟法もできるような方向に、我々は国会の意思として、この国会の審議を通じて、そういう方向にしなければいけないのではないのか、こう思っているわけですが、法務省、この点について御見解はどうですか。

○細川政府委員 お答え申し上げます。

行政事件訴訟法第十二条第一項は、行政庁を被告とする取り消し訴訟について、行政庁の所在地の裁判所に一般管轄を認めているところでございますが、その理由は、被告行政庁の所在地の裁判所に管轄を認めることにより、証拠資料の収集が容易になり、円滑な審理が図れること、同一内容の処分や一連の処分が複数の裁判所において争われることにより異なった取り扱いや判断がされる事態を避けることが可能になるということにあるわけでございます。

また、行政事件訴訟法は、原告の便宜も考慮いたしまして、十二条の二項、三項におきまして、不動産等の所在地の裁判所、または処分等に関して事案の処理に当たった下級行政機関の所在地の裁判所にも特別管轄を認めているわけでございます。

さらに、行政事件訴訟法の前身である行政事件特例法の時代には、管轄は専属管轄であったわけですが、行政事件訴訟法ではこれを改めて一般管轄としておりますので、行政事件訴訟法が準用する民事訴訟法の一般規定に従いまして、これは応訴管轄も適用があるわけでございます。

この行政事件訴訟法の管轄の規定は、これは国の行政処分に対するものだけではなくて、地方自治体の行政庁の行政処分にも適用がある、すべての処分に関する一般原則でございます。

したがって、私どももいたしましては、こういった一般原則としての行政事件訴訟法につきましては、これは、現在の規定は十分合理性があるものと考えておりまして、現時点で直ちに見直すべきものであるとは考えていないわけでございます。

○倉田委員 現時点で直ちにということでございますので、あしたになればかどうかわかりませんが、ぜひこれは、直ちではなくてもいいですから、御検討いただきたい、こう思います。

今法務省にお答えいただきましたから、次に、整備法七条で、刑事事件記録というのが一般的に除外されていますね。そうすると、私どもはこの規定も問題があるな、こう思うわけでありまして、今の実務よりも開示されなくなるのではないのか、あるいは、やはり一般的にプライバシーの問題があるとはいえず、刑事記録、公的なものとして開示をされない部分もあるんだと思うのです。これ、あるのかどうかという疑問があるのですけれども、この整備法七条があることによつて、今の実務より後退することはありませんか。

○松尾政府委員 刑事記録でございますが、二つの分野で申し上げたいと思います。一つは、訴訟の確定記録でございます。刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法というのがございますが、刑事被告事件に係る訴訟の確定記録の閲覧につきましては、保管検査官は請求があったときは原則として保管記録を閲覧させるというところとしております。

そのほかの記録、不起訴の記録あるいは不提出の記録ということになるのですが、刑事訴訟法上、原則として非公開とされております。刑事訴訟法の四十七条の規定がこれに当たります。

しかしながら、交通事故の実況見分調査等につきましましては、弁護士法二十三条の二の規定に基づきまして、裁判所からの文書送付嘱託等があった場合には、代替性がない客観的な証拠であることや、民事上の権利行使のためなどで必要があるということなどから、これらを勘案しまして、従来から照会に応じているところでございます。

先生お尋ねのこの情報公開法が成立するとどうなるかという問題でございますが、今申し上げましたようないろいろな記録につきましては、先ほど申し述べたような規定等従来から取り扱いはなされておりました、これがこの法律が成立したことによつて取り扱い全体が変更されるということとでございます。

○倉田委員 時間が来ましたので終わります。

○二田委員長 鶴淵俊之君。

○鶴淵委員 私は自由党の鶴淵と申します。以前のこの委員会でも、情報公開につきまして、その問題点について質疑が終わっておりますので、その当時のことについては十分熟知しております。その後、野党の修正要求が十二項目出されました、それぞれと御回答をいただいたわけでございますが、ほとんど進展なし。しかし、きょうの植竹理事のお話では、若干含みのある発言も聞かれたということでございます。

そこで私、まず冒頭、二十分ですから余り長く話したり答弁も長くなりますともうほとんど質疑できまじいので、簡潔に私も質問しますので、簡潔に御答弁をお願いします。

先ほど佐々木委員が大臣に対して、この情報公開法は一体どんな意味を持って出すのだということを聞かれたと思いますが、もう一つそれを簡潔にお示しいただきたいと思えます。

○太田国務大臣 国民主権の憲法のもとに私どもはいるわけでございますから、主権者が行政権を国会を経由し、内閣を経由して一人一人の担当の公務員にゆだねているわけでございますから、その執行については、それを知るべき当然の立場に主権者はあるということをここで実行するということだと思えます。

○鶴淵委員 大臣の認識については十分わかりました。

そこで、先ほど官房長官が情報を知らせしめなければならぬということをおっしゃったので、これは、ちょっと言葉じりをとるようで恐縮ですが、国民に行政の持っている情報を知らせるというのは、上と下の関係の言葉ですが、これはまことに不適当な言葉だと私は思います。

情報公開というものは、いわゆる信頼に足るために行政を透明化し、そして国民が行政のことについて何か知りたいというときには、不開示を受ける機密事項とか、こういうところはいたし方ありませんが、それ以外はできるだけオープンにするのだ。そして開かれた行政、信頼された行政、国民もそれによつて行政を信頼するのだ、こういうことだと思えますから、むしろ、これは積極的に開示をしていく、そして国民にはよく行政のことを知っていただくということが私は原則だと思うのです。

そこで、先ほど来、知る権利についていろいろと質疑を聞いておりましたが、知る権利につきましては、この回答にありまして、難しいということですが、

ところが、条例で、市町村あるいは都道府県で知る権利を既に明記している情報公開があるので、それが一体、この憲法の解釈の問題だとか何とかで法律に規定することは困難ですが、条例にすることは困難なことになっておられないのです。その点はどうか解釈したいのです。

○浦上政府委員 国の立場として、条例で規定されている内容につきましてコメントする立場にはないということでありまして、それはそれぞれの地方公共団体で御判断されるものと理解をいたしております。

○鶴淵委員 地方団体の議会あるいは長が判断するということですから、国の情報公開も、言ってみれば政府あるいはまた国会、こういうところで判断すれば、知る権利を明示しても何ら差し支えないと私は思うのです。ですから、知る権利をなぜ明記できないかということについて、今の局長のこの委員会が答弁されている内容ではと

ても私は理解できないわけなのです。

私は、法律学者でもないし、法律もよくわかりませんけれども、やはり知る権利というものを条文に入れると何か不都合なことがあるのでしょうか。その点についてどうぞ。

○瀬上政府委員 知る権利の問題につきましては、憲法上知る権利といったものが保障されているかどうかといった議論があるわけでございます。法律でこの知る権利というものを規定いたしますことが、憲法上知る権利について一定の解釈を下すといったことは適当でないというふうに考えているわけでございます。

これは、知る権利がどういった憲法上の根拠、それからどういった内容を持つ権利であるかといったようなことにつきまして、さまざまな議論があるわけでございます。そしてまた、最高裁判所におきましては、行政機関の情報の開示を請求する権利としての知る権利といったものを認めた判決はございません。

そういったいわゆる憲法解釈の問題を法律で、憲法上一定の内容を持つものであるということ規定することについては、そういった憲法解釈の問題については最高裁判所において判断されるべきものであると考えておりまして、適当でないというふうに考えたわけでございます。

〔委員長退席、榎本委員長代理着席〕

○鶴淵委員 行政の立場ではそういう答弁に終始するかも知れませんが、私も、国会議員として国会で法律をつくる立場にございます。したがって、その法律をつくったことが違憲立法審査権によって裁判所で本当に憲法に違反するのだということなら別ですが、私は素人でござい

ますが、知る権利というものを明示したといたって、これは憲法には全く抵触しないと思えます。解釈上は、それはいろいろあるかも知れませんが、しかし、ここで国民の主権であるということも認めている、開示請求権も基礎的に認めているとすれば、何らこれに固執するものはないのではないかと。

勘ぐって我々の方から考えれば、どうもこの知る権利を明示してしまうと、行政の裁量権が狭まってしまふ、そういう懸念が一つと、もう一つは、なるべく開示でき得ないようなものを開示せざるを得なくなるとか、あるいは裁判になったときに、どうも裁判の行政訴訟などを起こしても、知る権利を明記しておればやはり不利だ。目的にきちっと入れますと、それによってやはり開示している方がよいというところになりますから、そういった点についてどうも萎縮しているのではないかと私は考えるのですが、この点について、ちょっと局長では無理かも知れませんが、大臣としてどうでしょうか。

○太田国務大臣 こういうことを言うともたあれですけれども、今言葉の使い方として、例えば婦人の参政権という言葉があったとして、それを今でいえば女性の参政権と言いたさうというふうな大体世間はなっていると思うのですけれども、例えばそこでは、いや、婦人のままでなければいけないという人、いや、女性に変えた方がいいという人が同じことを違う表現で言うことについて、だわりのあるというところは私はあると思うのです。〔発言する者あり〕 いやいや、それは、実態は私は同じであろうと思っております。私に表現するけれども、同じ実態に対してどのように表現するかという問題だと私は思っております。

だから、法律の言葉として知る権利を使うということは、さまざまな今までの法律の言葉の使い方として適当でないという立場を総務庁としては非常に固執しておるということだろうと思えます。

○鶴淵委員 都道府県、市町村において、まだそう多くはないのですが、知る権利を最近入れるというケースがだんだんと多くなつてきております。現実にもう入っている都道府県がありますね。そういうところは、別に今憲法が云々とかないとかでなくて、そここの知事なり議会なりが認めてやっておりますから、それで何の不都合も県民の間にあるいは道民の間に別はないので

すね。何にもない。ですから、それがいいにもかかわらず、条例でないのに法律になれば出てくるということは、どうも私も腑に落ちない。

やはり法律というのは、条例をさらに上回ったものですから、もっとリードしていく、あるいはもっと先駆的な役割を果たすということが法律として必要だ。条例のしりをついていくような法律だったら、これはある意味では条例の方が上です。

ですから、法律をやはりもっとしっかりとしたものにして、国民に信頼されるようにしていかなければならぬ。これは、与党さんと我々とは見解が違ふということになりますから、国会として今後こういう問題をどうとらえるかというところになりますので、これはこの辺でひとつ終わりたいと思います。

さて、次は、特殊法人等について、先ほど大臣も、これはどうしても二年かかるんだ、行政は非常にいろいろな手続等があった随分時間がかかるとおっしゃっておりました。

これは、かければ幾らでもかかるんですが、やろうと思えば一年でやれないことはないのです。それなりの決意というか決断力というのはどうなんだろう。やはり、物理的に絶対一年じゃ無理なんではしょうか。

○瀬上政府委員 特殊法人につきましての情報公開の制度化の問題でございますが、特殊法人は、その設立形態に着目いたしました概念でございます。公社、公団、事業団といったものからNKKとかJRとかNTTとか、いろいろ種々なものがござい

ます。ただいま八十二法人ございまして、こういった法人につきましては、この情報公開という政府の説明責任といったような考え方で、どういった法人についてどのような要件でこういった法律の適用対象とするか。そして、その開示請求の対象範囲の情報問題とか救済制度の問題とか、そういったような制度設計の問題、こういったことを、今あります多くの特殊法人につきまして、その実

態、具体的な事業内容、それから情報公開の対象とすべき一定の範囲が決められた場合にそういったものが個別の法人についてどういふものがあるか、そういったことを考えていくのが問題と、そういったことを考えますと、この三党合意にあります二年といった期間は、決して長い期間ではないというふうに考えております。

○鶴淵委員 もう余り時間がありませんので。金融法案等関連法案も随分時間がかかりました。これだつて、先ほどからもありましたが、やはり、銀行が破産しているかしていないかは別にしても、非常に苦しい状況にあるにもかかわらず、幹部の方の退職金が数億円、しかも三十歳職員の年間一千万、銀行がもう破産するかしなにかという苦しい状況の中でも、ボーナスはちゃんともらう、給料は上がる、退職金は多くもらう。これは、どんなに説明しても国民は納得できないんですね。納得できない。

中小企業だつたらそんな、もうねじり鉢巻きして、みずから自分の命を絶つとか、あるいは、銀行に行つたつて貸さないですから、貸し渋りに遭つてしまふ。そうすると、親戚じゅう駆けめぐつてもお金がでないというところになれば、みずから本当に悲しいことになってしまうわけですが、そういうのが今の一般の中小零細企業の姿なんだ。

それが銀行は、倒産したつて悠々と日銀の特融をもらつてボーナスをちゃんともらつてい

ます。ですから、国民はこれが不思議でしょうがないのです。ですから、あれが情報開示されて初めて国民は金融問題についていろいろと勉強するわけですから、特殊法人なんて特に言つてみれば第二の予算と言われるくらいの大規模な予算を持って

持っているわけなんです、私は、やはりこれはもっと早くやるべきだというふうに思っています。最後五分になりましたので、ちょっとトーンを下げまして、手数料に参ります。地方自治体というのは情報公開というのは物すごく早くからやっています。私も地方自治体の長をやっております。平成三年に情報公開条例をつくつて

おります。

閲覧手数料はゼロです。ですから、実費弁償だけいただいています。いわゆるコピー代をもらっています。あとは、閲覧手数料とかこちらから請求して台帳を持ってきてもらうとか何とかというの、これはその職員の仕事です。その仕事にコストがかかるが、そのコストを負担せよといったら、これは税金の二重取りです。私、そう思います。ですから、そういった閲覧の手料まで取るというのは一体どういうことなんでしょうか。この辺について、局長で結構です。

○瀬上政府委員 情報公開法に基づく開示請求権制度の運用につきましては相応のコストがかかるわけですが、これは、この開示請求権制度に基づきまして、開示請求をした特定の者に対する役務の提供のために直接要する費用でございまして、そのうちの合理的な額につきましては、当然開示請求をした人に負担をしていただくという考え方でございます。

○鶴淵委員 一つの例を申し上げますと、例えばある許可を調べたいというときに、ある省に申し入れた。省でも、恐らくこれはこういう条例公開制度をやっていますと、長に要請をする。その長が調べてくれるのですが、これだつてまだよく見えていないのですが、窓口をきちつとつくるのかどうか、あるいは全然つくらないで、文書や何か言って請求すれば、どなたがどういうぐあいに対応するかというのは全然わからないのです。全然わからない。

それに今度は、文書管理という問題があります。これだつて、今度は電子コピー、フロッピーまで入れるということですから、私はどうも、今言いましたように文書管理上の問題も、政令、省令だけでやっても、これは国民の方が開示を要求しても、スムーズに出ていく体制に持っていくというのにはなかなか大変だと思ふ。私は、実務上長い間経験しておりますが、大変だと思ふ。こういう点について、どうでしょう。

○瀬上政府委員 情報公開法案では、その第三十六条におきまして、文書管理に関する基本的な骨格を定めております。そして、文書管理の基準につきましては政令で規定をすることとしまして、その内容としましては、行政文書の分類、作成、保存そして廃棄に関する基準を明記しているところでございます。そして、それぞれの行政機関の長に、この政令に基づく行政文書の管理に関する定めを作成、そしてその定めを公開といったものを法律上義務づけているわけでございます。

そして実際には、こういった定めをつくり、それからさらに具体的に、政府全体として行政文書の管理、改善、それから行政情報の電子化が進んでおりますのでそういった電子情報の管理のルールづくり、そういったものに取り組みしていく必要があるというふうな考えでございます。

○鶴淵委員 もうそろそろ時間もございせんので最後になりますが、今いろいろお言葉にありましてありがとうございます。フロッピーでも何でも自分でたくさん持っておると思ふ。きちつとそういうものがないとフロッピーがあるなどという見てもそこをどうにかフロッピーがあるなどというにはなっていないと私は思ふ。ですから、これはこれから相当なエネルギーをかけてやらなくてはならないということを私は忠告を申し上げたいと思ふ。

そして、やはり開示請求があったら直ちにスピーディーにフィードバックしてくる体制ということが必要です。そういうシステムができていくにつれて、そのシステムをきちつとつくるためには、やはり文書管理制度というものは相当しっかりしたものがなければならぬということをぜひひとつ知っていただきたい。

それから、今言った閲覧の手料、これはもう国家公務員の仕事ですよ。それに、コストがかかるというのは、税金でコストを取っても、給料をもらっているのですから。コピー代は実際実

費がかかるわけですが、あとは、情報公開をやるというのはサービスじゃないのですから、主権者たる国民の、しかもまた全体の奉仕者たる公務員はそういうことで国民主権の名においてやはり情報公開するわけですから、それは立派な国家公務員の仕事です。その仕事にコストを二重に払う必要はないというのが私の考え方でございます。で、ぜひひとつ御検討いただきたい、このように思います。

時間になりましたので、終わります。  
〔植竹委員長代理退席、委員長着席〕

○二田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として核燃料サイクル開発機構理事笹谷勇君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○二田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○二田委員長 瀬古由起子君。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。まず最初に、手数料問題について質問いたします。

事故や不祥事が相次いでいました動力炉・核燃料開発事業団を改組する法案が成立いたしました。十月一日から核燃料サイクル開発機構が新たに発足をいたしました。

原子力基本法では、自主、民主、公開がうたわれているにもかかわらず、長い間、研究を請け負っている各企業の知的財産権を保護するという名目で、秘密主義、虚偽体質、こういうものが大きな問題になって、データや事故はできるだけ国民から隠して、そして事実が発覚すると、今度は事実を改ざんして取り繕う、こういう事態が発生をしてまいりました。原子力基本法違反は明らか

だったわけです。そのあらわれ方は、情報公開における手数料のあり方にもよく示されていると思ふんです。

実は、岐阜県土岐市の動燃東濃地科学センターが岡山県津山市の市民グループの過去の放射性物質濃度報告書などの公開を求めた手数料の請求額は、何と五十九万七千円でございます。複写費九万円を含めると、六十九万円という請求になったわけですが、あの重大な「もんじゅ」事故虚偽報告事件の罰金の二十万円の三倍にも上る、こういう金額が請求されたわけです。

どこから情報公開を妨害するこの異常な金額請求の仕組みが出てきているんでしょうか。この仕組みは、新しく改組された核燃料サイクル開発機構にも引き継がれているのかどうか、お聞きしたいと思ふ。

○笹谷参考人 御説明いたします。ただいま先生から御質問ございました情報公開請求についての手数料の件でございますが、請求がございましたのは、十年間の作業日誌等約三千ページにわたる膨大なものでございます。

私ども、旧動燃時代、情報公開指針をつくりまして、積極的に情報を公開するということで鋭意努めてまいりましたが、その中で、手数料等も、ある実費の範囲内で単価を決めていたというところであります。この単価は、既に情報公開を行っております地方自治体あるいは外国等の例も参考にいたしまして決めさせていただいております。そういうものを使いまして手数料を計算したわけでございます。

先生御指摘の六十万円という手数料は、その後、一部資料が重複しているという事実が判明いたしましたので計算し直しますと、手数料でございますが四十八万円、それに複写料九万円を加えますと約五十七万円という料金になっております。

この料金を新法人の体系で見直しますと、その後、監督官庁であります科学技術庁の指導、また私どもが透明性のある情報公開を進めていくとい

う上で情報公開委員会、外部の先生方でござい  
すが、そういうところでの御検討をいただきまし  
て、その検討結果で料金を算定いたしますと、手  
数料が四十八万円、また複写料が三万円となりま  
して、計五十一万円になります。複写料は三分の  
一になるわけですが、手数料の方は引き続きこの  
公開委員会等で検討してまいる考えでございま  
す。

今後、サイクル機構は、国民の皆様に一層利用  
しやすい情報公開制度になるよう努めてまいり  
存でございます。

○瀬古委員 六十万円から五十一万円に下がった  
から利用しやすいなということには到底言えない  
と思うんですね。実際には、新しく機構が発足し  
てコピー代を三十円から十円にしたというだけ  
のことでしょう。コピー代は十円、今コピーし  
ていきますからね。この程度やっただけで

とところが、今、動燃が出しております、これは  
新しく核燃料サイクル開発機構になったわけだ  
けれども、「情報公開」という物すごい立派なパ  
ンフレットが出ているわけですよ。

パンフレットも立派なわけだけれども、中身も見  
てみますと、「公開請求を受けて公開する受動的  
な情報公開だけでなく、自主的に、積極的に公開  
する能動的公開を目指します。」と、ここまで書  
いている。ところが、いざ使おうとなったら五十  
万円も請求される。言っていることとやっている  
ことが全然違うわけですね。

そこで、この旧動燃、核燃料サイクル開発機  
構、ここがともかく虚偽報告、虚偽のいろいろな  
問題を引き起こしてきて、もう住民の方がやむに  
やまねず、たしか三千ページと言われたけれど  
も、その日誌を見なければ本当のことを言ってい  
るかどうかわからぬということで請求されたわけ  
ですね。こういう市民の、国民の要求に対して、  
莫大なお金で、事実上見ると言わんばかりの態  
度をとる。

これに対して、これを監督指導してきた科学技  
術庁は、この事業団にどういう指導を今までやっ  
てきたんでしょうか。

○青江政府委員 お答え申し上げます。  
いわゆる旧動燃、これは十月一日から御案内の  
とおり核燃料サイクル開発機構として生まれ変  
わったというところでございましてけれども、その  
情報公開の手数料につきまして累次議論がなされ  
てきておる。先国会、その改革法の議論の過程に  
おきまして、御指摘の点につきましても議論と  
いうのもあったということを承知してございま  
す。

そういうふうな経緯にかんがみまして、私ども  
といたしましては、先般、費用につきまして所要  
の改善というものを検討するようにという指導を  
きちんといましており、それを踏まえた第一弾と  
いうのが先ほど新機構の方から説明がございま  
した、まずはコピー代金というものを落としてい  
たところまで来たわけでございます。言ってみれ  
ば、単価といましようか、そのやり方というも  
のにつきましまして、これも説明がございましたけ  
ども、いわゆる他の地方公共団体でございませ  
んか外国の機関、こういって参考になされてい  
るもの、その仕組みというものを一つ一つ見て  
おる。その仕組みにつきましまして、これから先  
の検討課題というところではないかなというふう  
に思っております。ございまして、新機構につ  
きましては、いわゆる情報公開ということが一つ  
の改革のキーワードでございまして、機構内に情  
報公開委員会というふうな体制もつくりまして議  
論をやっておりますところでございます。そこで  
もっていろいろな御意見というものを承りなが  
ら検討していくということでございますので、も  
う少しお時間をいただければというふう  
に思っております。

○瀬古委員 科学技術庁が動燃に指導した内容が  
ことしの四月三十日に出ているわけですね。その  
とき、やはり、情報公開に係る手数料が高過ぎる  
という指摘がある、だから、適正な金額設定につ  
いて改善策を早急に検討せよ、こういう指導文書  
まで出ている。それは四月ですよ。ところが、十  
月になってからコピー代を三十円を十円にいたし  
ます、こういう話でしょう。

私は、先ほど、新機構が、キーワードが情報公  
開だと言っているにもお粗末過ぎると思うんで  
すよね。まじめにやっているのかというように私  
は言わざるを得ないと思うんですね。それで動燃  
は、しゃあしゃあと三十円を十円にいたしますな  
んという回答をしているわけですね。これを科学  
技術庁は了解したわけでしょうか。

○青江政府委員 引き続き検討を求めているとこ  
ろでございますけれども、先ほど申し上げました  
とおり、一種の仕組みといましようか、単価と  
いうものを、一決裁当たり幾らというその仕組み  
というものを何らかの形に改善をしないとい具体  
的には下がってこないわけでございます。

その仕組みと申しましては、先ほど申し上げま  
したように、地方公共団体等でやられている仕組  
みというものを一応参考にしたしまして踏襲をし  
ておるというところで、それにかかわる仕組みとい  
うものがどういうものであるべきなのかというこ  
とが、もう少しお時間をいただきたいと思います。仕組  
みというものを考えていきたいと思います。

やはり何らかの、単価と申しますか手数料の設  
定ということになりますと、公のお金を使います  
公法人でございまして、ルーズな仕組みという  
のを立てるわけにはまいらないわけでございますし  
て、公法人には公法人なりの仕組みというものの、  
非常にリジッドで、かつ明確な仕組みというもの  
を求めなければならぬという点で、もう少しお  
時間をいただければというふうに思っている  
ところでございまして。

○瀬古委員 四月から十月にかけて、もうかなり  
時間がたっているわけですね。それでもそのままに  
してある。今言われたように、では仕組みが全国  
的にないのかというと、先ほどいろいろ自治体  
を参考にしながらと言われたのですけれども、  
今、情報公開で全国的に運動を展開している市民

オンブズマンが、いろいろ運動をしているわけ  
ですが、とりわけ自治体の中で手数料を取るなん  
というのは、民主主義のインフラというべき基本  
な理解を欠くものだと、ずっと順位を書いている  
わけですが、もう失格だという烙印を押して  
いるわけですよ。

ですから、あなたが仕組みと言われるけれど  
も、実際には、この仕組みについての判断とい  
いますか、情報公開がキーワードと言われるなら、  
余りにもまじめに検討していないということがこ  
ろであらわれていると思うのです。

なぜこういうふうになっているのかといいま  
す、実は動燃は、六月三十日に情報公開指針（ガ  
イドライン）、これを発表するに当たって、お知  
らせというのを明らかにいたしました。このお知  
らせの中には、手数料の考え方、こういうものが  
書かれているわけですが、手数料について  
は、この指針は、国が法制化を進めている情報公  
開法の考え方を参考にしたとはっきり述べている  
わけですね。

そうすると、私はとても心配しているのです  
が、情報公開がキーワードだという、看板にも掲  
げている動燃が、今市民の皆さんが本心に反対し  
ているこの手数料を高額に設定する。こういうや  
り方が先例となつて、情報公開法そのものがこ  
ういふ先例を見習ってつくられるんじゃないかとい  
う心配がされている。もしくは、総務庁が情報公  
開法に先駆けて、動燃にはこのぐらゐの金額でや  
りなさいなんという指導をしているんじゃない  
か、こう思われざるを得ない、こういうことも考  
えられないかということなんです。

その心配については、この動燃の形が先例と  
なつて、オンブズマンが失格認定としている自治  
体の基準をもつてこの手数料というのは決められ  
ていかなのかどうか、この点、総務庁の御見解  
はいかがでしょうか。

○瀬古委員 手数料の具体的な金額等につ  
きましては、実費の範囲内において政令で定めると  
いうことといたしております。

例え、閲覧の実施に係る手数料につきましては、それに伴う諸費用の一部について開示請求者の負担を求める必要があると考えておりますが、国民の皆様が利用しやすい手数料となるよう、例えば、先ほど御指摘のあったような一決裁文書ごとに手数料を徴収するような制度とするというところは考えておりません。

○瀬古委員 そうしますと、先ほど私が例に挙げました動燃のこういうやり方については、これは改善すべきだと考えておられるのですか。こういうやり方は問題があるというふうにお考えですか。これを言って少し改善すればいいだろうというお考えなのか。その点、いかがですか。

○瀬上政府委員 総務庁として、具体的な今のようないわけでございしますが、こういった開示請求の制度をつくるというこの前提としては、できるだけ利用者の利用しやすい手数料となるような配慮が必要であるというふうに考えております。

○瀬古委員 大臣にお伺いしたいと思うのですが、私、このような動燃の事例を出しましたけれども、やはり今度つくられる情報公開法というのは、こういう事態があつてはいけない、こういう手数料の決め方はやはり考えなければならぬと思うわけですが、率直な御感想、いかがでしょうか。

○太田国務大臣 先ほどから申し上げておりますけれども、今の動燃のケースについてはちょっとよく承知をしておりますのでコメントできませんけれども、利用しやすい料金であることは必要だ、まるでただではないけない、こういうことでございします。(瀬古委員「五十一万円はどうか、五十一万円については」と呼ぶ)それがどういう例えに必要なものはこれだというふうにわかっていなくて、相当周辺のものと一緒に請求をされたのか、その辺のことがわからないので、ちょっとコメントできないということです。

○瀬古委員 ある意味では、そういう生のデータを請求せざるを得ない事態があの動燃の事態に起

きているというところは、もう長官御存じだと思っております。そういう場合のことも考えて、きちんと手数料というのはやはり検討すべきだ、検討し直すべきだというふうに思っています。時間がございませぬので、次の問題に行きたいと思ひます。

全国市民オンブズマン連絡会議の情報公開度のランキン調査結果がことしの二月に発表されました。手数料を取る東京などは失格、こういう県を除きますと、四十二番目の最下位というのは私の住んでいる愛知県でございします。

実はこの愛知県、ワーストワンのこの愛知でどのような情報隠しがどのような理由でまかり通っているかという事例を御説明したいと思うので

実は、二〇〇五年に万博が開催される、そういう状況がございしますが、この万博誘致の目的で行った懇談会について、情報公開請求裁判が現在行われております。その中で、愛知県知事は懇談会の出席者名の不開示の決定をしているわけですが、これは、その不開示の理由なんですね。

一つは、個人情報情報である。これはどこでもそういう理由を出すわけですが、さらに愛知県はいろいろ理由をつけております。

懇談の目的が害される。その理由は、当該職員に対する問い合わせが殺到したり、尾行されたり、自宅の電話を盗聴されたりして、内密の協議を目的とする懇談会の相手方出席者やその懇談会の内容が探知される可能性がある、こういうふう

に述べております。

それから、懇談した飲食店名を不開示とする理由。これについては、飲食店の競争上の地位を害する。その理由は、ホテル、料亭などの業者の設定は店の格式を決定するものであるから、だれにどのようなものを幾らで提供しているかという情報は、当該業者の営業上のノウハウで、秘密にした情報だ、こういう理由。

それから、愛知県が利用する場合には、当該業者が他の利用客に料理等を提供する準備より特に

安い準備で提供してもらっていることがあるので、そうした場合には、その店の利用客が不快や不満の念を抱く者が出る。その場合、客が値下げを要求したり利用をやめることから、万博誘致対策局が本件各懇談会に利用した店舗であることが明らかにすること等により、当該店舗の利用が忌避される可能性がある。

それから、万博誘致の目的が害される。この理由として、本件各懇談会の開催場所は、懇談の相手方の県政における位置づけ及びランクづけにより、複数の店で開催されているが、それを公開すると、懇談会の相手方の県政における位置づけ及びランクづけが明らかに、相手方において不快、不信の念を抱き、相手方との信頼関係及び友好関係が損なわれ、さらに、BIE、国際博覧会協会総会における投票についての意思決定を変更したりすることが予想される。その店に盗聴器を設置したり、あるいは店内に客として入店して張り込むことにより、本件各懇談会開催後における内密を要する懇談会の懇談内容を盗聴される可能性があるだけでなく、その懇談会の相手方が割り出される。

それから、金融機関、支店名、口座番号を不開示とする理由。公共の安全と秩序に支障を生じることがある情報である。その理由は、ハッカーや他の金融機関の従業員等が当該預金を窃取したり、当該金融機関の従業員が当該預金を横領する等のおそれがある。

次々とよくもこんな不開示の理由を出したものだと言われるようなものを現在裁判で愛知県知事がまともに準備書で答弁をしているわけだ。

〔委員長退席、小林(興)委員長代理着席〕

オンブズマンはあきれて言っています。公開請求で得た情報に基づいて、県民が泥棒に変身したり、お庭番になったり、職員を尾行すると考

住民に対する恐怖心がはつきりとここに現れている、こういうふうに見えるわけですね。なぜこんな事態が起きているのかということなんでしょうけれども、やはり、実際の現場で国民への情報隠しがどのような理由でどんな腐敗した行政の実態をもたらしているかということ、私は愛知県の情報公開ワーストワンの事例が大変象徴的に示していると思うんです。

実際には、万博や中部国際空港に対する、それをどう考えるかという見解の相違はあるんですよ、しかし少なくとも、県民には知らせない、県民は信頼できない、参加もさせないで恐怖心だけ持って行政に当たる、これは情報公開の制

○太田国務大臣 よく言われることでございしますけれども、地方自治ということがあるわけでありまして、それぞれ条例を制定するということについては、まさに地方自治でそれぞれやるんだ。我々がそれについて感想を言ったりあるいはコメントをしたりするということは、地方自治にあれば指図をすることになるのではないかと思ひますね。

だからそれは、今お聞きをいたしました範囲で、愛知県の方でそのような判断を持っているというところとございします。国としてそれに対していいとか悪いとかいうことは言えないんじゃないかと思ひますね。

○瀬古委員 私がなぜそういうことを聞くかという、先ほど長官が、国民の知る権利というの、なぜ今度の法律に入れられないのかというお話で、入れても入れなくても、情報公開を冠したそういう法律をつくるのが大変大事なんだ、そして中身が大事なんだということを言われましたので

ですから、これだけ県民は本当に県庁の仕事

うこの愛知県は、実は情報公開条例というのを持っているわけですよ。名前は情報公開というのがあるけれども、中身は実際には本場にすぎまじいですね。実際に情報公開するという姿勢になっていない。

ですから、私は、同じ情報公開という名前があっても、本場に国民の知る権利をきちんとたたっていないと、実際にはこんな事態になり得ますよという、まあこれは愛知県の特別に異常なひどい事例なんですけれども、だからこそ私は、先ほどから問題になっている国民の知る権利というのをきちんとたえ、同じ情報公開というようにうたわれていても、中身が、やはり国民が参加していく、国民が行政を監視して行政をもっと質の高いものにしていく、こういう立場が生まれてくるんではないかというふうに思うんですね。

ですからこの点は、先ほど長官が情報公開がつけばいいと言われたけれども、その中身を問うためには、きちんとした知る権利というものを位置づけるということがこの愛知県の例を見ても明らかではないかというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○太田国務大臣 それぞれの地方自治体でいろいろ御経験をされておられますので、受け取りようはいろいろだと思えますね。

そして、知る権利というふうに言葉がなっても、そういう言葉を使っているにもあるいは先生のおっしゃるようなことになるかもしれないわけでございますので、要は内容でございますので、早くこの法律を成立させて、さらに努力をして改善していくということが急がれるのではないかと、いうふうに思っております。

○瀬古委員 憲法上の知る権利というのを明確にうたわれればそれは逃げられないんですよ。いろいろ理由があっても、きちんと知る権利に基づいてどうなのかということを一つ一つチェックできるわけですね。

そういう点でもう一つ例を出したいと思うんですが、例えばこれは鹿児島県の例なんです、食糧

費の支出をめぐって愛知県と同じような裁判が行われている鹿児島県の地裁の判決が昨年九月二十九日に出了たんです。

この地裁の判決は、政府行政情報の開示請求権としての知る権利は憲法の国民主権原理に由来し行政機関が持つ情報は広く住民に開示される必要がある、きちんと知る権利という憲法判断を明確にした上で、出席者名や懇談場所の全面公開を命じております。

この判決の結果を見てもやはりきちんと知る権利という位置づけで、さまざまな出席者の氏名や懇談場所や、いろいろな情報開示という場合にはここが原点になるというの、この地裁の判決の中でも明らかだというふうに思うんです。

それで、鹿児島県の地裁の判決は、食糧費の性格からすると出席者はプライバシー権を中心とする正当な権利、利益の侵害が生じる余地がないとして、公開による円滑な業務執行への支障を訴えた県側主張を退け、さらに懇談場所の住所氏名公開についても、飲食店などの社会的評価を低下せるとは考えがたい、このように述べているわけですね。そして、公的な懇談会等へ出席した氏名を開示すべきという判例も今全国でも生まれてきているわけで、多くの自治体では公務員の氏名も開示しています。

全国オリーブマン連絡会の調査によりますと、実際には、開催者側の自治体の公務員氏名を開示しているのは二十七、出張旅費についても、出張者名の開示をしているのは三十六にも及ぶというように述べております。

そういう意味では、公務員の氏名の開示という問題についても、この流れに沿って一定の踏み込む提案というのは私は今求められているのではないかと、思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○瀬上政府委員 ただいまの例、それぞれの地方公共団体におきましては、開示、不開示の判断につきまして、条例の規定に従って個別具体的に解

釈、運用をされているものと承知をいたしております。

政府案では、公務員であろうと、氏名を開示することにより私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得るということから、慣行として公にされている場合には開示することとしているものでございます。

それから、ただいま裁判例の引用をされましたが、公務員の氏名を公表すべきであるということとしたものがあることは承知をいたしておりますが、これは地方裁判所の裁判例であります、その多くは、公務員の氏名の保護を必要としているということよりは、氏名を公開することにより生じる不利益の立証が不十分であるためであると理解をいたしております。

○瀬古委員 実際に氏名を公開することによって私生活上の不都合な点、一体どこにあるのかという問題なんです。実際には、無理にどういう不都合があるかということを出そうとすると、愛知県のような詭弁、珍弁、暴論になってしまふ。ですから、ここは本場にぜひ検討していただきたいと思えます。

時間が最後になりましたので終わりますけれども、情報公開法というものは、事故隠し、官官接待、行政のゆがみ、腐敗に立ち向かう、こういう人々によって地方から、本場に地をほうようような活動の中で要請されているものなんです。その法律の内容は、まさに日本の民主主義をはかる物差しとなるものだと思うのです。

そういう意味では、総務庁はいままででも自分の法案にこだわらずに、やはり今、かなり多くの関係者の努力によって、何としても国民にとって使いやすい法律をつくらうという動きがあるわけですね。野党の修正案も本場にぎりぎりまでまとめられたものでありますので、ぜひこの趣旨を受け入れていただけて成立を願っていただきたい、このことを要望して、質問を終わります。

○二田委員長 深田盛君。

○深田委員 朝からずっと情報公開法で追い込んでまして、ちよつと私、委員長長の許可をいただきましたので、少し別のことについてこの機会に質問をしながら確認したいと思っておりますので、御了解賜りたいと思います。あと少しでございますから、よろしくお願ひいたします。

実は、この前の委員会でも、やはりこの場で討論がありまして、それを拝聴しております、私の方はきょうのところへ回ったのでございますから、よろしくお願ひいたしたいのであります。

事前に人事院なり総務庁に申し上げておりますから、議事録などは目を通していただいているだろうというのを前提として申し上げますが、一言でいえば、公務員の、国家公務員の政治的中立性についてしっかりと確認しておきたい、こういうことできょうはひとつ御質問させていただきますので、お答えの方も極めて簡単、一言でいいのでございますから、お返事いただきたいというふうに思います。

まずは人事院総裁に、わざわざお出かけいただきましたが、先般のこの委員会における総裁の御発言を伺いました。同時にまた、その後活字になりましたものも拝見いたしました。実に簡潔に、鮮明に物事をおっしゃっていることをよく理解した上で、なおかつ、いま一つ私どもの考えておりますことを申し上げた上で、御所見を賜りたいと思ふ次第でございます。

日本の政治でも政権交代は行われたわけでございます、私どもも社民党も村山総理大臣時代もあつたわけでございますから、そういうふうな状況が今世界的に大変あるのだらうというふうな印象です。特に、最近のイギリスの状況やそしてフランスだとかドイツだとか等を考えますと、いわゆる議会制民主主義に基づいて政権交代が進んでいて、ということが民主主義の発展過程としてお互いに確認ができるだらうと思ひます。それに關しての諸先生の報告書とか書物もそれなりに読ませていただいて、これから日本の議会制民主主義といわゆる政権交代について、いか

にあるべきか。そのときに、ずばり申し上げますが、日本が世界的に大変力があると言われる官僚システムとの関係をどういうふうに考えるかと実は考えておったところでございますので、それに關して一つ御質問申し上げておきたいと思ひます。

申し上げましたとおり、議會制民主主義におけるところの状況と、同時にまた、日本もそのようにいわれる連立政権なり連合の時代に入つてきてゐるというふうに思ひます。

そういう状況であるだけに、公務員の方々、国家公務員の方々のいわゆる政治的中立性というのは大変大事なことだというふうに日ごろから感じているわけでありまして、それに関する前後の議論は省略した上で申し上げますが、先般この場で討論になりました国家公務員法の七十三条の精神にあわせてみて、先般、報道などで話題になりましたようないわゆる幹部研修というところについて、どういふふうにかからなるのだろうか。

それとも、今の法律が変わつていないのだけれども、これは法律を変えてでもやるということをおっしゃつてゐるのだからかというふうには思ひ、私はこのことについて大変疑問を持つてゐるというのを先に申し上げた上で、人事院總裁の方から少し七十三条との関連で御説明いただいた上で、今度は総務庁長官にお話をしてもらいたいと思ひます。總裁、ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○中島(忠)政府委員 ちょうど一週間前でございますが、お答えをさせていただきました。

公務員というものは政治的中立性というのが大切なことであることは申し上げたわけですが、いかなる政党が政権を担うことになつても、それが民主的のな手続に基づいて成立している限りにおいては、公務員は忠実にその政権にお仕えしなければならぬという立場にあるだろうというふうには思ひます。加えて、公務員はいかなる政党にも等距離でなければならぬということが公務員の政治的中立性と言われるときの一つの重要な要素だと

いうふうに思ひます。

なぜそういうことが言われるかといいますと、やはり国民全体の奉仕者として、行政というものを継続的に、また安定性を保ちながら公正に執行していく必要がある、そのためには公務員に政治的中立性というものが要求される、戦後、民主的な公務員法制でそういうことになつてゐるのだというふうには思ひます。今、研修の話がございしたけれども、研修と並びまして、採用を含む任用制度とか、あるいは身分保障制度とか、あるいはまた服務制度、そういうものもそういう観点から整備されておる、そしてそういう政治的中立性というものを保つための諸制度の中で、人事院というものが重要な役割を担うことになつておるというところでございます。

今お述べになりましたように、七十三条という条文もそういう観点から読んでみなければならぬというところでございしますが、結局、研修というのは公務員を養成するということでございますから、その養成する公務員というのは、今私が申し上げました政治的中立性というものをよく踏まえた公務員でなければならぬ、どの政党にも同じような立場で接するような公務員でなければならぬというところだと思ひます。

一週間前にも申し上げましたけれども、重要施策というのに関連して、幹部公務員にそれを徹底していく必要があるというところをよく言う人がおられます、そういう意見もございしますけれども、例えて言いますと、この場で今現在議論されております情報公開の議論がございしますが、これがたとえ法律が成立したとしても、情報公開というものは内閣の重要施策として位置づけられるとともに、なほ法律が成立した後も、各政党の重要施策でもあるだろうというふうには思ひます。

したがいまして、この問題につきましていろいろな政党の意見が違ふということになりますと、その情報公開という重要施策について、どの機関が幹部公務員に研修をするのが最もふさわしいかということをお考えますと、やはり七十三条の趣旨

からいって、人事院がふさわしいだろうというふうに皆さんおっしゃるだろうと思ひわけでございます。

いずれにいたしましても、議院内閣制のもとにおける政府でございますから、この政府が研修を担うというのには非常に微妙な問題を含んでゐるだろうというふうには思ひます。

こういう問題が提起されました、民主的な公務員制度の根幹にかかわる、一つ重要な問題が提起されたというふうには私は受けとめておりますが、当委員会におきまして、これからいろいろな方が御議論いただきまして、さらに議論が深められることを私は心から期待したいというふうに思ひます。

○深田委員 ありがとうございます。

大変具体的に、しかも詳細に御説明いただきまして、人事院に対する信頼性を高めたいというふうには個人的には感じております。我が党も全体もそういう意向だと思ひますが、ぜひひとつ總裁頭張つていただきたいというふうに申し上げた上で、さて長官、もう人事局長の答弁は要らないのです、長官とやりたいのです。

ずばり申し上げました、この間ここで私拝聴したのですが、議事録をばつと見た感じがいたします、いわゆる人事局長の方は、いうところの調査会があつて、調査会の中で話をした、その中のいわゆるゆるまつたところが、それに基づいて、内閣の重要政策に関する研修は総理大臣が行うものなのだ、こういうふうにおっしゃつてゐるわけですから、総理大臣が行うものだというところまで活字なのだけれども、これはいわゆる人事局長のやるのだなというふうには私は思ひます。

そうなりますと、先ほどから率直に質問させてもらひましたが、七十三条の関係で、人事院というものの中立性と、戦後今日までの大きな役割というものを評価する立場からいいますと、いうところの行政改革だとか省庁再編成だということが契機になつて、人事院という伝統的な、い仕事をしたところが薄められてしまつたり、そ

れにかかわるべきものがまた別に出てしまふのではないかと。

そのことがストリートに国家公務員の中立性が阻害されるとは言ひませんが、やはりこれは教育だし、研修だし、相手方は目的意識でそれをやるというところになると内閣の側がやることだ、しかもそれを、重要政策については内閣がやることだと決めたつて、それを今度は幹部研修を別にやる。まあ立派な建物をつくるという話があるようでありまして、これは時間がありませぬから、我が党としては後ほどまたお呼びして、どんな建物をつくるかも伺いたいと思つております。

それは別にして、そういうふうな幹部研修会を人事局でやるということになると、時の政府というの、今の内閣の状況を見ますと与党と政府は一体ですから、そうすると野党の方はこれだけいふわけですから、お話にもありました与党、野党の微妙な見解の違いや理念もあれば政策の違いもある。

この状況をではどういふふうには内閣総理大臣や人事局は全部把握して、それを全部説明して、ちゃんと理解することができぬか。内閣総理大臣の思つておるとおりやる、そのこと自体は我々の議會との関係はどうなるのか、我々政党との関係はどうなるのかということをお考えを待たざるを得ないので、率直に言つて。

この点を、私はこの間のやりとりを聞いた上で率直に感じましたことをもう一度簡単に申し上げます、総務庁長官には事前にお願ひしてございしますから、こういふことが、いうところの心配事が起きないように、今までの人事院がしっかり仕事をしてもうこうすることを前提としながら、どういふふうには国家公務員の中立性というものは堅持されるべきなのか、いや堅持されるのだよというふうなことについての御所見をいただければありがたいと思ひますが、いかがでしょう。

○太田国務大臣 適切なお答えにはならないかもしれませぬが、私は、公務員の中立性という言葉

の考え方とどこかでぶつかる場面が出てくるのではないかと思います。

それは、いろいろな国はそれぞれ苦勞をして、議院内閣制であれば、あるいはアメリカでは大統領に使われる公務員であれば、当然いゆる使用者というか、あるいはリーダーシップをとって事を進めていこうとおるのに、私は中立だから知らないというのを全部の公務員が言われたらこれは仕事にならないわけではありますから、そこは、ですから要するに……(深田委員「そういうのを偏見というのだ」と呼ぶ)いや、違ひのです。それは私は大いに異論がありますよ、大いに異論がある。

どうして異論があるのかといえ、それは、この国は議院内閣制の国であつて、そして議院が公務員の上に立つてリーダーシップをとるというところは極めて大事なことでと思つておるのです。

公務員の仕事というのは、これは議院で決めた法律に基づいて、そこで政令がでたり省令がでたりするわけではありますけれども、そのもとでもってルールどおりにやっていたらいいというものが仕事でございませう。だから、中立性云々というのは、例えば私が言つたらばこれはこつちになります、先生が言つたらばこつちになります、この程度にしますとかいふようなことを、与党、野党で差をつけるとか、人によって差をつけるということがあつてはならない。

それは、なるべく透明なルールにして、だれに對しても同じようにルールが適用されるようにするというのが大切なのであつて、それ以外に、公務を忠実に法律ののっとってきちんと執行するという以上、それプラスアルファの何か中立性というのはいふものなのかなというものは、ちよつと私はわからないわけではあります。

それから、特にこの公務員の研修ということについて、正直申し上げまして私もきちんと勉強しておるわけではありませぬけれども、研修をだれがやるのかというところは、それは内閣総理大臣のイニシアチブで行われる研修はあつたつて構わな

いし、それから人事院が行う研修があつたつて構わないだろうと私は思つております。

何かそこで不都合があるならば、制度を変えるということもあり得るであらうでしょう、特に人事院について言えば、そういう今先生がおつたルーチンとしての研修もあるかも知れないけれども、そのときのリーダーによつて、あるいは政権をだれが担つておるかによつて、ここにウェイトを置きたいというものはおのづからそれは二通りあつても構わないと思ひます。

そこは、ぜひ先生方が、変な研修をしていないかどうかといふことをいつもチェックをしていただければいいのではないかと思つております。

〔委員長退席、植竹委員長代理着席〕  
○深田委員　とにかく時間がないので討論ができせんから残念なのですが、この言葉だけは返しておきます。

中立性ということが話題になるのは、時の権力構造の方が、いわゆる高級官僚を初めとする公務員全体を、今みずからおつたこととあり、使用者側として管理をしてそれで仕事をさせるということに對して、中立性が要だといふことになるのです。そのことが人事院の方から言われると、これはきれいな言葉を使われたのだけれども、等距離でなければいけません、こうおつた。だから中立性を堅持しておるのです。

ところが、あなたの方から、中立性という言葉を使ひてしまつたら、ばらばらになつてしまつて、何が何だかわからないじゃないか。あつちによつたこつちによつたこつちのこれは中立ではない、それが中立なら問題があるよといふことを、まさに解釈を変えて中立性の論議をする。

これは時間がないからできないのだけれども、私は、中立性といふものを堅持しようではないかといふことを法律の中にお互い確認し合つて今日まで慣例としてできてきている。人事院が中立性だし、公務員は政治的中立でなければならぬといふ意味は、いわゆる今の内閣制の中でいかにあるべきかといふ極めて原点を、まさに原点をやつ

たのであつて、時の政権の言うままに物事をやるのではないよといふことが基礎にあるのだといふこと、これは共通認識で思ふのですよ。

そこをしっかりと踏まえてもらわないと、今あなたの発言で、こつちが時間切れでしやべれなかつたら、あなたの中立論がばあつと通つてしまつたら、これは間違つた中立論になると私は思ひますから、私は私の持論である中立論をもう一遍言つた上で、次の機会にまた討論させてもらいたいと思ひます。

そこで、時間がなくなつたので、ちよつと済みません、あと二分ほど、情報公開法だけやらせてください。

情報公開法につきましては、これも大詰めになつて、与野党の筆頭が大変御苦勞なさつておることを承知の上で言うのですが、時間がありませんから簡単に言ひますけれども、もう毎度毎度申し上げておるうちに、私どもの方は、情報公開法、早くつくるべきだといふ時の村山総理からの問題提起もこれありまして準備した経過があります。

したがつて、何遍も何遍も自民党さんから御指摘あるとおり、与野党三党合意をつくり上げてきた経過があります。したがつて、それを法案化されておるわけですから、法案を提起をして討論する中で、私どもも今野党と一緒に並びまして、いわゆる十二項目の趣旨に賛同して、その中で少しも国民の声が修正なり補強として取り入れられるようにという努力をして今日まで来ているわけがあります。大分筆頭も御苦勞されておると思ひますが、まだまだこれで完全なものだとは言えないのじゃないかと率直に思ひます。どこが手打ちのところと落としどころかといふ問題があると思ひますよ。

私は早くつくつた方がいいと思ひます。同時にまた、市民運動を初めとする方々と話をしてみても、とりあえず今の開法を中心にして修正しなからまずスタートしたい。その中で、どんどんと將來見直すなりいろいろやつていくのではないかと

いう意見が強いので、早く欲しい、早く欲しい。大臣がきょうもいみじくもおつちやつたところ、知る権利の言葉が情報公開と同じものだ、これは大変な大胆な発言ですよ。そんなことまで言つてしまつて大丈夫かなと思ふことを言われましてから、それをもう確認されてしまつたのだから、大変なことだと思ひます。

しかも中身が、いわゆるそういう知る権利の情報公開法ができてくれば、大変なことなのです、その知る権利と情報公開は違ふのだと今さら言えないのだから。知る権利を入れるべきだつたら、知る権利も情報公開も一緒だ、同義語だといふ話をされたのだから、立派なことができるのだからと思ひますから私は大いに賛成です。

しかし、私はそういうことを踏まえてやつてもらいたいのですが、二つ言ひます。

まず最初の一つは、これはお役所の方の御苦勞を認めるのだけれども、数カ月間この論議をして、その間には参考人の方のお話も聞いてやりとりしているのだけれども、きょうもう一遍、ずつと野党の先輩たちの質問に對して、昔の説明と同じ説明をされるんだ。

大臣はかわつておるから、初めて聞く話が随分あるかも知れぬけれども、私らにしてみたら、これだけ与野党、野党が論議をしたり、それから修正の文書を出したり、文書にならない間の詰めの言葉も随分あるはずですよ。そういうものを皆知つておるはずなんだ。知つておるはずなんだけれども、きょう答えるのは、一番最初に聞いたのとほとんど変わらないよ。

参考人ですら、ここで決まなさい、国会で決めたらしうございませう、できることなんですよ。後で話しますが、訴訟問題等はだめなんですとかいふことについての、そこまでの発言までもらつたり、それから、いわゆる知る権利については、知る権利に二つの意見があつたことも出たし、同時にまた、知る権利の言葉と並行して出るいわゆる監視、参加の問題についても、監視、参加はいいと思ひますとずばり言われたのだから

ら。そういう発言まで皆参考人から聞いているのです。そういうことを含めて、最初の原案どおりざあっと同じ説明するんだよ、あなた。肩書は偉くなっているようだけれども、ふまじめだよ、それは。

もう時間がないね。それで、審議をやらう、このいわゆる立法院の委員会だとか国会が審議することが一番大事なんだ、これが民主主義だとこれだけ大臣が強調しているのに、数カ月たつてみて初めのことだけ言ってきた、我々はばつとぶつかって終わりにしないか。それで十六日で国会が終わったら何もできないじゃない、十六日で終わってしまったら、会期延長しない限りはなかなか上がらないと思うよ。

本当に私は、お役所の人たちの誠意を感じない。これを通そうと思うのなら、それは自分たちの提案したとおり、それは三党、与党を含めた我々の、社民党責任をとれと言われたらそれまでのことだけれども、そこで決まったものだからそれを曲げないといけないというのがお役所の精神かもわからぬが、大臣がかわっているのだから、その中で討論を煮詰めていくのだから、煮詰めるように答弁してもらわないというふうに、恐らく今委員長をやっておられる自民党筆頭さんもう感じていないんじゃないかと思ひながら、私は大変このことは不愉快だし、まずいな。これではいつまでたつたって、日本の民主主義だと院内討論はできないのじゃないか。あとはもう採決、白黒、手を挙げるか立つかということだけで決まっちゃう。これじゃ本当に煮詰めることにならぬじゃないかというふうに思ひます。

そこを申し上げておいて、私の方が一つだけ強調するのは、全部おっしゃったからもういいのです、私のどうしても考えてもらいたい、今度の国会で上がらないのなら、次に上げてもらおうときにもどうしても大臣を初めとして考えてもらいたいと思うのは、いわゆる使う側に便利にしてもらいたいから、何と云ったって。

私、知る権利よりもそっちが先でもいいと思つ

ているんだ。しかも、きょうみたいな立派な御答弁をいただいたら、知る権利の項目はもう黙って譲つてもいい。いわゆる手数料の問題も出ましたから、あと私は管轄の問題、このことをどういうふうに、担保という言葉は強過ぎるかもわからぬが、どうするか。これをこの委員会で確認しておきながら、そして同時に、最後の段階でそこをどうしようというふうに国民の側、利用する側に便利にするのか。

便利にするのは、いわゆる一から四十七、いろいろなことがありましようけれども、そこはまた別の話として、何としてもいわゆる訴訟管轄のところだけは善処するということをしてもらいたい。そして、このことは、使いやすいものにしてもらって、まずスタートするということを社民党としては強くお願いをしておきたいと思ひます。三十秒、大臣からお言葉をいただくとありがたい。もう時間がないので、やむを得ません。

○太田国務大臣 この間から申し上げていることは、要するにここに来るまでに大変な努力の積み重ねがあつて、やうとこまで来たわけですから、この訴訟管轄の問題も含めて、今の原則でいくところからスタートをしていただいて、そしてその後さらなる改善が考えられればいいということだと思つております。

○深田委員 ひとつよろしくお願い申し上げます。

終わります。ありがとうございました。

○植竹委員長代理 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十四分散会

行政機関の保有する情報の公開に関する法律  
行政機関の保有する情報の公開に関する法律  
目次

第一章 総則(第一条—第二条)

第二章 行政文書の開示(第三条—第十七条)  
第三章 不服申立て

第一節 諮問等(第十八条—第二十条)  
第二節 情報公開審査会(第二十一条—第二十六条)

第三節 審査会の調査審議の手続(第二十七条—第三十五条)

第四章 補則(第三十六条—第四十三条)

第二章 総則

(目的)  
第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関  
二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関(次号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの  
四 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの  
二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

第二章 行政文書の開示  
(開示請求権)  
第三条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長(前条第一項第三号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)  
第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出しなければならない。

一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名  
二 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)  
第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれか

あつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。  
一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの  
二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならぬ。

一 個人に関する情報事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、

法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもののその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円

滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にすることも、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であつても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の

決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し法令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び不開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正當な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をするることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

（事業の移送）

第十二条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事業を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事業を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事業が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）  
第十三条 開示請求に係る行政文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）  
第十四条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその複製、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（他の法令による開示の実施との調整）  
第十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合）にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）  
第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（権限又は事務の委任）  
第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第三章 不服申立て  
第一節 諮問等  
第十八条 開示決定等について行政不服審査法（審査会への諮問）

（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第三節において「審査会」と総称する。）に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）  
第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人  
二 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）  
三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）  
第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定  
二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の

裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

## 第二節 情報公開審査会

### (設置)

第二十一条 第十八条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、総理府に、情報公開審査会を置く。

### (組織)

第二十二条 情報公開審査会は、委員九人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち三人以内は、常勤とすることができる。

### (委員)

第二十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣府の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために内閣府の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で内閣府の事後の承認を得なければならない。この場合において、内閣府の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができない。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、内閣府の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

### (会長)

第二十四条 情報公開審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、情報公開審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (合議体)

第二十五条 情報公開審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、情報公開審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

### (事務局)

第二十六条 情報公開審査会の事務を処理させるため、情報公開審査会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

## 第三節 審査会の調査審議の手続

### (審査会の調査権限)

第二十七条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された

行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができ。

### (意見の陳述)

第二十八条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

### (意見書等の提出)

第二十九条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

### (委員による調査手続)

第三十条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第二十七条第一項の規定により提示された行政文書を閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第二十八条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

### (提出資料の閲覧)

第三十一条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を要求することができる。この場合において、審査会はその正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第三十二条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(不服申立ての制限)

第三十三条 この節の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第三十四条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

### (政令への委任)

第三十五条 この節に定めるもののほか、審査会の調査審議の手続に関し必要な事項は、政令(第十八条の別に法律で定める審査会にあっては、会計検査院規則)で定める。

## 第四章 補則

(行政文書の管理)

第三十六条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第三十七条 開示請求をしようとする者に対する情報の提供等

第三十七条 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務庁長官は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第三十八条 総務庁長官は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務庁長官は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第三十九条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(地方公共団体の情報公開)

第四十条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に必要の施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(特殊法人の情報公開)

第四十一条 政府は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く。以下この条において「特殊法人」という。)について、その性格及び業務内容に応じ、特殊法人の保有する情報の開示及び提供が推進されるよう、情報の公開に関する法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第四十三条 第二十三条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十三条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分及び第三十九条から第四十一条までの規定は、公布の日から施行する。

理由

行政改革委員会の内閣総理大臣に対する平成八年十二月十六日付け情報公開法制の確立に関する意見にかんがみ、行政機関の保有する情報の公開を図るため、何人も行政機関の長に対し行政文書の開示を請求することができる権利について定めるとともに、開示決定等に対する不服申立てについて行政機関の長の諮問に依じて調査審議を行う情報公開審査会を置くこと等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

- 第一章 会計検査院関係(第一条)
- 第二章 総理府関係(第二条・第三条)
- 第三章 法務省関係(第四条・第十条)
- 第四章 文部省関係(第十一条)
- 第五章 農林水産省関係(第十二条・第十三条)
- 第六章 通商産業省関係(第十四条・第二十条)

第七章 運輸省関係(第二十一条・第二十三条)

第八章 建設省関係(第二十四条)

附則

第一章 会計検査院関係

(会計検査院法の一部改正)

第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 事務総局」を「第四節 事務局」に改める。

第五節 会計検査院情報公開審査会

第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)第十八条の規定による院長の諮問に依じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開審査会を置く。

会計検査院情報公開審査会は、委員三人をもつて組織する。

委員は、非常勤とする。

第十九条の三 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、院長が任命する。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、院長は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、院長は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

委員の任期が満了したときは、当該委員

は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

院長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

委員の給与は、別に法律で定める。

第十九条の四 前条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十九条の五 前三条に定めるもののほか、会計検査院情報公開審査会の組織及び運営に関する必要な事項は、会計検査院規則で定める。

第二章 総理府関係

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の五の二を次のように改める。

十三の五の二 情報公開審査会の常勤の委員

第一条第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 会計検査院情報公開審査会の委員

第一条第十九号の七を次のように改める。

十九の七 情報公開審査会の非常勤の委員

別表第一中「行政改革委員会の常勤の委員を「情報公開審査会の常勤の委員」に改める。

(総務庁設置法の一部改正)

第三条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項中「並びに同条第五十八号」を「

同条第五十八号に改め、「除く。」に関するもの「の下に」並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)第三十七条第二項の案内所に関する事務」を加える。

### 第三章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)

第四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「行政手続法ノ適用除外(第百五十一條ノ九)を他ノ法律ノ適用除外(第百五十一條ノ九・第百五十一條ノ十)に改める。

第二十一条第一項中「抄本又ハ地圖若クハ建物所在圖」の下に「若クハ登記簿ノ附屬書類中地積ノ測量圖、建物ノ圖面其他ノ圖面(以下本条ニ於テ地積測量圖等ト称ス)を加え、「利害ノ關係アル部分ニ限リ」を削り、「若クハ其附屬書類又ハ地圖若クハ建物所在圖」を、「地圖若クハ建物所在圖又ハ登記簿ノ附屬書類(地積測量圖等以外ノモノニ在リテハ利害ノ關係アル部分ニ限リ)」に改め、同条第二項中「建物所在圖」の下に「若クハ地積測量圖等」を加える。

第二十四条ノ三第三項中「利害ノ關係アル部分ニ限リ」を削り、「地圖ニ準ズル圖面」の下に「全部又ハ一部ノ写ノ交付ヲ請求シ又其」を加え、「第二十一条第三項及ビ」を「第二十一条第二項乃至」に改める。

「第四章ノ三 行政手続法ノ適用除外」を「第四章ノ三 他ノ法律ノ適用除外」に改める。

第四章ノ三中第百五十一條ノ九の次に次の一条を加える。

第百五十一條ノ十 登記簿(閉鎖登記簿ヲ含ム)及ビ其附屬書類並ニ地圖、建物所在圖及ビ地圖ニ準ズル圖面ニ付テハ行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(抵当証券法の一部改正)

第五条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第百五十二條」を「第百五十一

條ノ十」に改める。

(戸籍法の一部改正)

第六條 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第百十七條の五の次に次の一条を加える。

第百十七條の六 第四十八條第二項本文に規定する書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第七條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の次に次の一条を加える。

第五十三條の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第八條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第百十四條の二を第百十四條の三とし、第百十四條の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第百十四條の二 登記簿及びその附屬書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

第百十九條中「第百十四條の二」を「第百十四條の三」に改める。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第九條 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六條を第七條とし、第五條の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法

律の適用除外)

第六條 登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第十條 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十六條を第十七條とし、第十三條から第十五條までを二條ずつ繰り下げ、第十二條の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

第十三條 債権譲渡登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)の規定は、適用しない。

第四章 文部省関係

(著作権法の一部改正)

第十一條 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。

3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。

一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十年法律第 号)以下「情報公開法」という。第二條第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ)に提供した場合(情報公開法第九條第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。 情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

二 その著作物でまだ公表されていないものを地方公共団体に提供した場合(開示する

旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。 情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

二 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は情報公開法第七條の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

二 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

二 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

二 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

二 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。 情報公開法(地方公共団体の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ)の規定により当該地方公共団体の機関が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は情報公開法第七條の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

二 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

三 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

四 情報公開法第五條の規定により行政機関の長が同条第一号若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

当するときは、適用しない。

一 情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。

二 情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で同項の規定に相当するものにより行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（情報公開法等による開示のための利用）

第四十二条の二 行政機関の長又は地方公共団体の機関は、情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、情報公開法第十四条第一項（同項の規定に基づく政令の規定を含む。以下この条において同じ。）に規定する方法又は情報公開条例で定める方法（情報公開法第十四条第一項に規定する方法以外のものを除く。）により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

第四十三条第二号中「又は前二条」を、「第四十一条又は第四十二条」に改める。

第四十九条第一項第一号中「第四十二条を「から第四十二条の二まで」に改める。

第七十八條第三項中「抄本」の下に「若しくはその附属書類の写し」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 著作権登録簿及びその附属書類については、著作権登録簿の規定は、適用しない。

第八十六条第一項中「第四十二条」を「から第四十二条の二まで」に改め、同条第二項中又は第四十二条を「第四十二条又は第四十二条の二」に改める。

第八十八条第二項中「及び第三項」を、「第三項及び第六項」に改める。

第二百二条第一項及び第四項第一号中「第四十二条」を「から第四十二条の二まで」に改める。

第二百四十四中「及び第三項」を、「第三項及び第六項」に改める。

第五章 農林水産省関係

（漁業法の一部改正）

第十二条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五十条第三項中「前二項」を「前三項」に、「の外をのほかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 免許漁業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

第十三条 種苗法（平成十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四十六条に次の一項を加える。

2 品種登録簿又は第五條第一項の願書若しくはこれに添付した写真その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

第四十七條第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第六章 通商産業省関係

（鉱業法の一部改正）

第十四条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第九号の二に次の一項を加える。

5 鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

（特許法の一部改正）

第十五条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第百八十六条に次の一項を加える。

3 特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

（意匠法の一部改正）

第十六条 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十三条に次の一項を加える。

3 意匠登録に関する書類及び意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

（商標法の一部改正）

第十七条 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第七十二条に次の一項を加える。

3 商標登録又は防護標章登録に関する書類及び商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

（日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正）

第十八条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定鉱業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正）

第十九条 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条に次の一項を加える。

3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第二十條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

4 ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

第七章 運輸省関係

（鉄道抵当法の一部改正）

第二十一条 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項及び第二項中「納付シテ鉄道抵当原簿」の下に「及鉄道財団目録」を加える。

第三十八條ノ二に次の一項を加える。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ

（道路運送車両法の一部改正）

第二十二條 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六條の三の見出しを「（他の法律の適用除外）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 自動車登録ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

（航空法の一部改正）

第二十三條 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条に次の一項を加える。

3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第二十條 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一項を加える。

4 ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

第七章 運輸省関係

（鉄道抵当法の一部改正）

第二十一条 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項及び第二項中「納付シテ鉄道抵当原簿」の下に「及鉄道財団目録」を加える。

第三十八條ノ二に次の一項を加える。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）ノ規定ハ鉄道抵当原簿及鉄道財団目録ニ付テハ之ヲ適用セズ

（道路運送車両法の一部改正）

第二十二條 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六條の三の見出しを「（他の法律の適用除外）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 自動車登録ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

（航空法の一部改正）

第二十三條 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の二「利害関係がある部分に限り」を削る。

第八条の四の次に次の一条を加える。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第八条の五 航空機登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

#### 第八章 建設省関係

（特定多目的ダム法の一部改正）

第二十四条 特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第四項中「前三項を前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 ダム使用権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）の規定は、適用しない。

#### 附則

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十年法律第 号）以下「情報公開法」という。の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中第一章第四節の次に一節を加える改正規定（第十九条の三第二項中両議院の同意を得ることに関する部分に限る。）この法律の公布の日

二 第十条及び附則第三条の規定 債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第 号）又はこの法律の施行の日

三 第十三条の規定 種苗法（平成十年法律第 号）又はこの法律の施行の日

（著作権法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第十一条の規定による改正後の著作権法

第一類第一号 内閣委員会議録第五号 平成十年十月十三日

第十八条第三項の規定は、この法律の施行前に著作者が情報公開法第二条第一項に規定する行政機関又は地方公共団体に提供した著作物でまだ公表されていないもの（その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。）については、適用しない。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

#### 理由

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 行政情報の公開に関する法律案

##### 行政情報の公開に関する法律

##### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 行政情報の開示等

第一節 行政情報の開示（第三条―第十三条）

第二節 不服申立て

第一款 行政情報開示不服審査会に対する諮問等（第十四条・第十五条）

第二款 行政情報開示不服審査会（第十六条）

条（第三十条）

第三節 訴訟（第三十一条・第三十二条）

第三章 行政情報の公開の総合的な推進等（第三十三条―第三十六条）

第四章 雑則（第三十七条―第三十九条）

##### 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっと

り、行政情報の開示を請求する国民の権利について定めることにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって国民の知る権利を保障するとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにし、国民の行政に対する監視及び参加の充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関（ロの政令で定める機関が置かれる機関を除く。）及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

ハ 会計検査院

ニ 特殊法人（総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）第四条第十一号に規定する法人（同号の規定の適用を受けない法人を除く。）のうち、商法（明治三十二年法律第四十八号）の適用を受ける法人であつて、その出資の割合、役員を選任等において政府に支配されていないものとして政令で定めるもの以外の法人をいう。）

二 行政情報 行政機関が保有する情報（前号の政令で定める機関が置かれる同号イの行政機関にあつては、当該政令で定める機関が保有する情報を除く。）をいう。

三 行政資料 行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他の記録物であつて、当該行政機関が保有するものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用する

ことができる施設において閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されているものを除く。

#### 第二章 行政情報の開示等

##### 第一節 行政情報の開示

（行政情報の開示）

第三条 何人も、行政機関の長（前条第一号ロに掲げる機関にあつてはその機関ごとに政令で定める者、同号ニに掲げる機関にあつては代表権を有する者をいう。以下同じ。）に対し、行政情報（行政資料に記録されているものに限る。以下この章において同じ。）の開示を請求することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、次条第一項若しくは第二項又は第五条に該当する場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該開示請求に係る行政情報を開示しなければならない。

（行政情報の不開示等）

第四条 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部が次に掲げる情報（以下この条において「不開示情報」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、当該全部又は一部を開示しないことができる。

一 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別されるもの（当該情報のみでは識別することができないが、一般に容易に入手することができる他の情報と照合することにより識別され得るものを含む。）のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされている情報

ロ 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律

第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいい、第二条第一号に掲げる機関の職員を含む)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

ハ 開示しないことにより保護される個人の正当な利益よりも、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

二 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下この条において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の基本的な権利、その競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるもの。ただし、開示しないことにより保護される当該法人等又は当該個人の正当な利益よりも、当該法人等又は当該個人の事業活動によつて生ずる危害又は侵害から人の生命、身体若しくは健康又は財産若しくは生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

三 開示することにより、国の安全が害されること、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれること又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被ることが明らかである情報(当該情報に係る行政資料を作成し、又は取得した日から起算して二十年を経過しないものに限る。)

四 開示することにより、犯罪の予防若しくは捜査、公訴の提起若しくは維持、刑の執行又は警備の目的を達成することができないことが明らかである情報その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである情報

五 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、

試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の行政機関の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、開示することにより当該事務又は事業の目的を達成することができないことが明らかであるもの

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを分離することが困難であると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政資料に記録されている行政情報の全部を開示しないことができる。

3 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が第一号又は第二号に規定する不開示情報に該当する場合であつても、当該行政情報に係る個人又は法人等がその開示について承諾したときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示するものとする。

4 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が不開示情報に該当する場合において、開示しないことにより保護される正当な利益に優越する公益上の理由が明らかであると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示するものとする。

(行政情報の存在に関する情報)

第五条 開示請求に係る行政情報が前条第一項第一号、第三号又は第四号に該当する場合において、当該行政情報の存在を答えるだけで、同項第一号、第三号又は第四号の規定により保護される利益が当該行政情報を開示した場合と同様に害されることとなることが明らかであるときは、行政機関の長は、開示請求に係る行政情報の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第六条 開示請求は、政令で定めるところにより、行政機関の長に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して、行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名

二 開示請求をする行政情報

三 行政情報の開示の方法

(開示決定等)

第七条 行政機関の長は、開示請求を受理した日から起算して十四日以内に、第三号第二項若しくは第四号第三項若しくは第四項の規定により開示請求に係る行政情報を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。又は同条第一項若しくは第二項の規定により不開示請求に係る行政情報の全部若しくは一部を開示しない旨の決定(第五号の規定により又は不開示請求に係る行政情報が存在しないことにより不開示請求を拒否する決定を含む。以下「不開示決定」という。))をし、政令で定めるところにより、開示請求者に対し、その旨及びその決定が開示決定であるときは開示の実施に関し必要な事項を、その決定が不開示決定であるときはその理由を書面により通知しなければならない。

2 開示請求者は、行政機関の長が前項に規定する期間内に開示決定又は不開示決定(以下「開示決定等」という。))をしなかつたときは、次条第一項又は第二項の規定による延長に係る通知を受けた場合を除き、行政機関の長が当該開示請求に係る行政情報について不開示決定をしたものとみなすことができる。

(不開示決定等の期間の特例)

第八条 行政機関の長は、事務処理上の困難その他の正当な理由により、前条第一項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、開示請求を受理した日から起算して三十日を限度として、これを延長することができる。この場合において、行政機関の長は、政令で定めるところにより、開示請求者に対し、同項に規定する期間内に、

当該期間内に開示決定等を行うことができない理由及び延長する期間を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料が著しく大量であるため、前項の規定により延長された期間内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該行政資料の相当な量に係る部分についてはのみ当該期間内に開示決定等をし、当該部分を除く部分については開示決定等については、開示請求を受理した日から起算して六十日を限度として、これを延長することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 前条第二項の規定は、開示請求者が前二項の規定による延長に係る通知を受けた場合について準用する。

(事業の移送)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料の全部又は一部が他の行政機関により作成されたものであるときその他相当の理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該開示請求に係る事業の全部又は一部を当該他の行政機関の長に移送することができる。この場合においては、行政機関の長は、政令で定めるところにより、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(第三者保護に関する手続)

第十条 開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料に国(第二条第一号に掲げる機関を含む。)、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。))に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により第三者の意見を聴いた場合において、同項に規定する行

政情報を開示するときは、当該行政情報の開示決定等をした日と当該行政情報の開示を実施する日との間に当該第三者が行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）による不服申立て（以下「不服申立て」という。）をするための相当な期間を確保するとともに、当該開示決定等の後速やかに、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、政令で定める事項を書面により通知するものとする。

#### （開示の方法）

第十一条 第三条第二項又は第四条第三項若しくは第四項の規定による行政情報の開示は、政令で定めるところにより、当該行政情報が記録されている行政資料を閲覧に供し、又は複写させることにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、行政資料を閲覧に供し、若しくは複写させることが適切でないとして明らかに認められるときはその理由を示して、又は開示請求者が希望するときは、当該行政資料の写しの交付をもってこれに代えることができる。

3 開示請求に係る行政情報が記録されている行政資料が行政機関のうち政令で定めるものにおいて歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有されているものである場合には、前二項の規定にかかわらず、当該行政情報の開示の方法について政令で特別の定めをすることができる。

#### （手数料等）

第十二条 行政資料を閲覧に供することにより行う行政情報の開示は、これを無償とする。

2 開示請求者は、前条第二項の規定による行政資料の写しの交付を受けるときは、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

3 行政機関の長は、開示請求者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手料を免除し、又は減額することができる。開示請求に公益上

の理由があると認めるときも、同様とする。

4 開示請求者は、政令で定めるところにより、行政資料の写しの送付を受ける場合には、郵送料を納付しなければならない。

#### （権限又は事務の委任）

第十三条 行政機関の長は、政令（第二条第一号イに掲げる機関のうち内閣の所轄の下に置かれる機関及び同号ハに掲げる機関にあっては、当該機関の命令で定めるところにより、この節に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

#### 第二節 不服申立て

第一款 行政情報開示不服審査会に対する諮問等

#### （行政情報開示不服審査会に対する諮問）

第十四条 開示決定等（第二条第一号ハに掲げる機関の長がする開示決定等を除く。）に係る不服申立てに対して決定又は裁決をしようとするときは、次に掲げる場合を除き、当該不服申立てに係る処分庁、審査庁又は再審査庁は、行政情報開示不服審査会に諮問をしなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 不開示決定（開示決定に係る不服申立てに対して、当該不開示決定を取り消し、当該不開示決定に係る行政情報の全部又は一部を開示しない旨の裁決を含む。以下この号及び第二十五條第一項において同じ。）を取り消し、当該不開示決定に係る行政情報の全部を開示する旨の決定又は裁決をするとき（当該行政情報に記録されている行政資料に第十条第一項に規定する第三者に関する情報が記録されている場合を除く。）。

第十五条 前条の規定による諮問をした処分庁、審査庁又は再審査庁（以下この節において「諮問庁」という。）は、当該諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（答申の尊重）

#### 第二款 行政情報開示不服審査会

##### （設置）

第十六条 第十四条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議させるため、総理府に、行政情報開示不服審査会（以下この款において「審査会」という。）を置く。

##### （組織）

第十七条 審査会は、委員六人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とすることができる。

##### （委員の任命）

第十八条 委員は、人格が高潔であつて、情報公開に關し優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

##### （委員の任期）

第十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

##### （委員の身分保障）

第二十条 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

##### （委員の罷免）

第二十一条 内閣総理大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

##### （会長）

第二十二条 審査会に会長を置き、委員の互選によつて常勤の委員のうちからこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

##### （委員の職務）

第二十三条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後とも、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

##### （委員の給与）

第二十四条 委員の給与は、別に法律で定める。

（不開示決定に関する行政資料の標目等を記載した書面の提出の要求等）

第二十五条 不開示決定に係る不服申立てについて調査審議する場合においては、審査会は、当該不開示決定に関する行政情報が記録されている行政資料について、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、第四条第一項及び第二項並びに第五条の規定の趣旨に反しない限度において、当該行政資料の標目並びに当該行政資料に記録されている行政情報のうち不開示しない（同

条の規定により開示請求を拒否することを含む。以下この項において同じ。）部分について、これを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、審査会の定める方式に従って分類し、かつ、整理することその他の方法により記載した書面の提出を求めることができる。

2 審査会は、前項の規定により書面の提出を受けた場合においても、なお必要があると認めるときは、諮問庁に対し、当該行政資料の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された行政資料の開示を求めることができない。

3 前二項に定めるもののほか、審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人及び諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に対して意見書又は資料の提出を求め、参考人に陳述を求め、又は鑑定をさせ、その他必要な調査をすることができる。

（審議の手續）

第二十六条 不服申立人等は、政令で定めるところにより、審査会に対し、口頭で意見を陳述することができる。ただし、審査会においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 不服申立人等は、政令で定めるところにより、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 不服申立人等は、政令で定めるところにより、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（前条第二項に規定する行政資料を除く。）の閲覧（複写を含む。以下この条において同じ。）又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

4 前項の規定による意見書又は資料の閲覧及び写しの交付については、第十二条の規定を準用する。

5 前各項の規定により審査会がした処分については、不服申立てをすることができない。

第二十七条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員のうちから審査会が指名する者三人をもって構成する合議体で、諮問に係る不服申立てについて調査審議することができる。この場合において、審査会は、その定めるところにより、当該合議体の議決をもって審査会の議決とすることができる。

2 審査会（前項の合議体を含む。）は、その委員のうち一部の者をして、第二十五条の規定による調査をさせ、又は前条第一項の規定による陳述を聴かせることができる。

（答申の公表）

第二十八条 第十五条の答申は、これを公表するものとする。

（事務局）

第二十九条 審査会の事務を処理させるため、審査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

（政令への委任）

第三十条 この款に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 訴訟

（訴訟の管轄）

第三十一条 開示決定等（開示決定等に係る不服申立てに対する決定又は裁決を含む。）に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和二十七年法律第百三十九号）第三条第一項の抗告訴訟をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）は、これを提起しようとする者の住所地の裁判所にも、提起することができる。

（不開示決定に關する行政資料の標目等を記載した書面の提出命令等）

第三十二条 不開示決定（不開示決定に係る不服申立てに対して、当該不開示決定を取り消し、当該不開示決定に係る行政情報の全部又は一部を開示しない旨の決定又は裁決を含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る抗告訴訟においては、裁判所は、当該不開示決定に關する行政情報が記録されている行政資料について、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当事者の申立てにより又は職権で、決定をもって、第四条第一項及び第二項並びに第五条の規定の趣旨に反しない限度において、当該行政資料の標目並びに当該行政資料に記録されている行政情報のうち不開示しない（同条の規定により不開示請求を拒否することを含む。以下この項及び次項において同じ。）部分について、これを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを不開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式に従って分類し、かつ、整理することその他の方法により記載した書面の提出を命ずることができる。

2 前項の抗告訴訟において不開示決定に關する行政情報が記録されている行政資料につき文書提出命令の申立てがあつたときは、行政事件訴訟法第七条の規定によりその例によることとされる民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百二十条各号に掲げる場合のほか、当該行政情報が第四条第一項若しくは第二項又は第五条の規定により不開示しないことができない行政情報に該當するものでない場合には、当該行政資料を保有する行政機関の長は、その提出を拒むことができない。

3 裁判所は、前項の文書提出命令の申立てがあつた場合において、第一項の規定により提出を受けた書面によつても、なお当該行政資料が前項の規定により提出を拒むことができないものであるかどうかの判断をすることが困難であると認めるときは、行政機関の長に対し、決定をもって、その提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された行政資料の開示を求めることができない。

政資料の開示を求めることができない。

第三章 行政情報の公開の総合的な推進等

第三十三条 政府は、前章に定めるところにより行政情報を開示するほか、行政情報の提供その他の行政情報の公開に關する施策の充實を図り、国民に対する行政情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。

（行政情報検索ファイルの作成、行政情報サービスセンターの設置その他の利便の提供）

第三十四条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関に係る行政情報の検索ファイルを作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 行政情報の開示を請求する者の利便に資するため、総務庁に、各都道府県をその管轄区域とする地方支分部局として、行政情報サービスセンターを置く。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の円滑な運用を確保するため、行政情報の報道機関への積極的な提供及び広報手段の充実に努めるとともに、総合的な案内窓口の整備、行政資料の閲覧施設等行政情報を提供するための施設の整備その他行政情報の開示を請求する者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（国会に対する報告等）

第三十五条 政府は、毎年度、国会に対しこの法律の施行の状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（行政資料の管理に關する制度の整備）

第三十六条 行政機関は、行政資料の管理に關する定めを制定し、これを公にするともに、当該定めに従い行政資料の適切な管理を行うものとする。

2 前項の定めで規定すべき行政資料の分類、收受、作成、決裁、供覧、公表、整理保管、保存及び廃棄に關する基準並びにその基準を遵守する義務及びその基準に違反した場合における罰

則その他必要な事項については、別に法律で定める。

3 行政機関は、行政資料の管理に関する事務を適正に行うため、情報管理専門官を置くものとする。

#### 第四章 雑則

(政令への委任)

第三十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第三十八条 第二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(地方公共団体の施策)

第三十九条 地方公共団体は、この法律に規定する国の施策に準じて、その保有する情報の公開に必要の施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第十八条第一項(両議院の同意に関する部分に限る)の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前に作成され、又は取得された行政資料に記録されている行政情報に対する適用)

第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日前に行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政資料であつて同日以後において引き続き当該行政機関が保有しているものに記録されている行政情報についても、適用する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号の五の三を第十三号の五の四とし、第十三号の五の二の次に次の一号を加える。

十三の五の三 行政情報開示不服審査会の常勤の委員

第一条中第十九号の七の二を第十九号の七の三とし、第十九号の七の次に次の一号を加える。

十九の七の二 行政情報開示不服審査会の非常勤の委員

別表第一中「最高裁判所に置かれる倫理審査会の常勤の委員」を「最高裁判所に置かれる倫理審査会の非常勤の委員」に改める。

審査会の常勤の委員

(総務庁設置法の一部改正)

第四条 総務庁設置法の一部を次のように改正する。

第九条に次の四項を加える。

16 総務庁に、地方支分部局として、行政情報サービスセンターを置く。

17 行政情報サービスセンターは、行政情報の検索ファイルの閲覧に関する事務、開示請求に関する相談その他行政情報の開示に関する事務の一部を分掌する。

18 行政情報サービスセンターの名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

19 行政情報サービスセンターの内部組織は、総務府令で定める。

(関係法律の整理等)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理由

民主主義の理念にのっとり、国民の知る権利を保障するとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにし、国民の行政に対する監視及び参加の充実に資するため、行政運営の公開性の向上を図るよう、行政情報の開示を請求する国民の権利について定める必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約一億千万円の見込みである。

#### 情報公開法案

##### 情報公開法

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法に由来する国民の知る権利を保障し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る上で、行政情報を国民に対して広く公開することが不可欠であることをかんがみ、行政情報の公開に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に開示に必要な事項を定め、もつて行政の民主化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関

三 国家行政組織法第八條の二の施設等機関及び同法第八條の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

四 会計検査院

五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十條に規定する地方公共団体の長が国の機関として処理する行政事務に係る当該地方公共団体の長

六 特殊法人法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)第四条第十一号の規定の適用を受けない法人を除く)をいう。以下同じ。

2 下同じ。

2 この法律において「行政情報」とは、行政機関が保有する情報(前項第三号の政令で定める機関が置かれる同項第二号の行政機関にあっては、当該政令で定める機関が保有する情報を除く)をいう。

3 この法律において「行政資料」とは、行政機関の職員が職務上又は職務に関連して作成し、又は取得した文書、図画、写真、マイクロフィルム、録音テープ、録画テープ、磁気ディスクその他政令で定めるものであつて、当該行政機関が保有しているものをいう。

(行政機関の責務)

第三条 行政機関は、行政情報を公開する責務を有する。

(行政情報の開示)

第四条 何人も、行政機関の長(第二条第一項第三号の行政機関にあってはその機関ごとに政令で定める者、特殊法人にあっては代表権を有する者をいう。以下同じ)に対し、行政情報(行政資料として記録されているものに限る。第十九条を除き、以下同じ)の開示を請求することができる。

2 行政機関の長は、前項の行政情報の開示の請求があつたときは、次条に規定する場合を除き、請求人に対し、当該請求に係る行政情報を開示しなければならない。

3 前項の規定による行政情報の開示は、行政資料を閲覧(視聴を含む。以下同じ)に供し、又は行政資料の写しを交付することにより行う。

(行政情報の不開示)

第五条 行政機関の長は、次に掲げる行政情報については、開示しないことができる。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であつて、当該個人を識別できるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 内閣総理大臣その他の国務大臣及び国会議員並びにこれらの職にあつた者に関する

情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの

ロ 法令の規定により何人でもその内容を知ることができる情報

ハ 公表することを目的として行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報

ニ 法令の規定に基づく許可、認可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して、行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの

ホ 公務員(特殊法人の職員を含む。以下同じ。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

ヘ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが特に必要であると認められる情報

二 法人その他の団体(国、地方公共団体及び特殊法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等又は当該個人の正当な利益を著しく害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によつて人の生命、身体又は健康に危害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが必要であると認められる情報

ロ 人の財産又は生活に侵害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが必要であると認められる情報

三 開示することにより次に掲げる国又は特殊法人の事務のいずれかの適正な遂行を著しく阻害すること(イに掲げる事務にあつては、刑事被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害

するおそれがあることを含む。)が明らかである情報

イ 犯罪の予防、犯罪の捜査、訴追、刑の執行、矯正又は更生保護に関する事務

ロ 立入検査その他法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務

ハ 入札その他契約に関する事務

ニ 学識技能に関する試験又は資格審査に関する事務

四 我が国と他国との外交交渉の過程における情報であつて、これを事前に開示することにより当該交渉に支障を来すおそれがあると認められるもの

2 行政機関の長は、行政資料が前項各号に掲げる情報とそれ以外の情報とからなる場合において、これらを合理的に分離できるときは、同項各号に掲げる情報以外の情報については、開示しなければならない。

(行政情報の開示の請求手続)  
第六条 行政情報の開示の請求は、政令で定めるところにより、現に当該行政情報を保有している行政機関の長に対してしなければならない。

2 行政機関の長は、前項の請求を受けた日から起算して二週間以内に当該請求に係る行政情報を開示するかどうかについて決定しなければならない。この場合において、当該期間内に当該決定をすることができなときは、その理由及び当該決定をすることができる時期を請求人に通知しなければならない。

3 行政機関の長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、請求人に、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該決定が開示しない旨の決定であるときは、その理由を併せて通知しなければならない。

て、当該請求に係る行政情報を他の行政機関が保有しているときは、その旨を教示しなければならない。

5 請求人は、行政機関の長が第一項の請求を受けた日から起算して四週間以内にこれに対する何らの処分をしないときは、行政機関の長が当該請求に係る行政情報について開示しない旨の決定をしたものとみなすことができる。

(手数料等)  
第七条 行政情報の開示を請求する者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

2 行政機関の長は、行政情報の開示を請求する者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手料を免除し、又は減額することができる。

(行政資料の目録簿)  
第八条 行政機関の長は、当該行政機関に係る行政資料の目録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の目録簿に行政資料の種類、行政情報の件名及び内容の要旨、作成者の氏名又は名称、作成又は入手の年月日並びに保管の期間及び場所を、当該行政資料を作成し、又は入手した日から起算して二月以内に登記しなければならない。ただし、第五条第一項の規定により開示しないことができることとされている行政情報に係る行政資料については、この限りでない。

3 行政機関の長は、毎年、政令で定めるところにより、目録簿に登録された事項の要旨を公表しなければならない。

(機密の整備等)  
第九条 行政機関の長は、行政情報の開示に関する事務を迅速かつ円滑に処理するための機密の整備、行政情報を開示する場所の確保及び行政情報の開示に必要な設備の整備に努めなければならない。

第十条 政府及び会計検査院は、毎年、開示した行政情報の件数、開示しない旨の決定をした行政情報の件名及びその理由その他行政情報の開示の状況について、国会に報告しなければならない。

(文書等の作成及び整備)  
第十一条 行政機関の長は、政令又は会計検査院規則で定めるところにより、当該行政機関に係る事務又は業務の執行に関する記録を文書、図画、写真、磁気ディスク等によつて作成し、これを整理しなければならない。

(行政資料の保管)  
第十二条 行政機関の長は、当該行政機関に係る行政資料を政令又は会計検査院規則で定める保管基準に従つて保管しなければならない。

(審査請求)  
第十三条 行政情報の開示に関する処分(会計検査院長が行う処分を除く。)に不服がある者は、行政情報不服審査会に対し、審査請求をすることができる。

2 行政情報不服審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、原処分に係る行政資料の提出を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、その提出を拒むことができない。

3 行政情報不服審査会は、第一項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から起算して六十日以内に、裁決をするように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する審査請求の手続に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(訴訟の管轄)  
第十四条 行政情報の開示に関する処分の取消しの訴え及び当該処分に係る裁決の取消しの訴えは、当該取消しを求める者の住所地の裁判所にも提起することができる。

(行政資料の提出命令)  
第十五条 行政情報の開示に係る処分の取消し又

は当該処分に係る裁決の取消しを求める訴訟において、裁判所は、当該処分に係る行政資料につき文書提出命令の申立てがあつた場合において、当該行政資料が提出を拒むことができるものかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、行政機関にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された行政資料の開示を求めることができる。

(取消しの訴えの判決)

第十六条 行政情報の開示に関する処分の取消しの訴え及び当該処分に係る裁決の取消しの訴えの判決は、事件を受理した日から起算して百日以内にするように努めなければならない。

(権限の委任)

第十七条 行政機関の長は、政令又は会計検査院規則で定めるところにより、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を、当該行政機関所屬の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、行政情報の開示の請求の手続その他行政情報の開示に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方公共団体の保有する情報の公開)

第十九条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、この法律に定める行政情報の公開の措置に準じて、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講じなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理 由

日本国憲法に由来する国民の知る権利を保障

し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る上で、行政情報を国民に対して広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政の民主化を図るため、行政情報の公開に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十年十月二十三日印刷

平成十年十月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局